

2018

日本地震再保険の現状

Japan Earthquake Reinsurance



目次

はじめに	1
地震保険と当社	
地震保険制度発足の経緯・変遷	2
会社の特色	2
地震保険制度の概要	3
大震災への対応	4
経営について	
第5次中期経営計画・2018年度経営施策	6
代表的な経営指標等	7
事業の概況	12
コーポレート・ガバナンスの態勢	13
内部統制システムに関する基本方針 及び運用状況の概要	13
危機管理基本方針	20
ITガバナンス態勢強化の確立	21
情報セキュリティ基本方針	21
情報開示基本方針	21
環境方針	21
コンプライアンス	22
利益相反管理方針	22
反社会的勢力に対する基本方針	22
社員行動指針	23
個人情報保護	23
リスク管理	25
監査・検査の体制	26
手続実施基本契約を締結している 指定紛争解決機関	26
トピックス	27
地震保険と再保険のしくみ	32
社会活動	47
資料編	
会社の概要	
会社の沿革	52
会社の組織	52
株主・株式の状況	52
株主総会議案	53
役員の状況	54
従業員の状況	55
事業の概況	
保険引受の状況	56
資産運用の状況	58
単体ソルベンシー・マージン比率情報	61
経理の状況	
計算書類等	63
資産・負債の明細	70
損益の明細	74
時価情報等	76
用語の解説	78

このたび、ディスクロージャー誌

「日本地震再保険の現状2018」を作成しました。
本誌が当社をご理解いただくうえで、皆さまの
お役に立てば幸いと存じます。

経営理念

家計地震保険制度の健全な運営を通して、
豊かで安全な社会制度の維持・発展に寄与し、
広く社会から信頼される企業を目指す。

経営方針

環境の変化に迅速・果断
に挑戦し、公正・透明で
健全な経営を実現する。

再保険金支払い体制を万
全なものとし、大震災時
における迅速かつ的確な
対応を実現する。

社員の主体性・
チャレンジ精神を
原点において、

資産運用は、流動性と安
全性を第一義とし、それ
に収益性を加味して着実
に行う。

会社概要 《2018年3月31日現在》

設立 : 1966年5月30日
資本金 : 10億円
総資産 : 5,492億円

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1
ヒューリック小舟町ビル4階
TEL 03-3664-6074 (代表)

ホームページアドレス

<http://www.nihonjishin.co.jp>



代表取締役会長
村瀬吉彦

代表取締役社長
杉町真

はじめに

日頃より、格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの大阪府北部を震源とする地震により、お亡くなりになられた方々ならびにご遺族に対して謹んでお悔やみを申し上げますとともにご冥福をお祈り致します。また被災された皆様には心よりお見舞い申し上げ、一日も早い復興を祈念申し上げます。

今回の地震により被災されたご契約者の生活再建に向け、迅速・確実に再保険金をお届けできるよう取組んでまいります。

我が国は世界有数の地震・火山国であり、地震、噴火、津波による災害が繰り返し発生しています。地震保険はこれらの災害により被災された方々の生活を支える保険として創設され、政府、損害保険会社、当社の三者で再保険制度が築かれ、官民一体となって地震保険金の迅速・確実なお支払いが実現できるよう運営されています。

当社は、1966年に地震保険制度発足以来、国内で唯一の家計地震保険の再保険専門会社として、経営理念に「家計地震保険制度の健全な運営を通して、豊かで安全な社会制度の維持・発展に寄与し、広く社会から信頼される企業を目指す。」ことを掲げ、その実現に取り組んでおります。

これまで、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等の地震災害に対し、当社の最大の使命である再保険金の迅速・確実な支払いに努めてまいりました。一方、再保険金支払いのための資産の管理・運用については、常に流動性と安全性を第一に細心の注意を払ってまいりました。

当社では、2018年度から第5次中期経営計画をスタートしました。中期経営計画では、強靱かつ持続可能な地震保険制度の構築や、首都直下地震を見据えた実効性のある事業継続マネジメントの強化に取り組んでまいります。また、資産運用については流動性・安全性を担保しつつ、運用力強化による会社収益への貢献に取り組んでまいります。それらを支える経営基盤の項目として、専門家の育成と多様な働き方に対応した職場環境の推進を図ります。さらに環境変化に対応したガバナンス態勢の構築と適切で効率的な業務運営の推進を行ってまいります。

これからも、私たちは社会的使命を認識し地震保険制度の発展に貢献できるように、自らの役割と責任を理解し着実に業務を遂行できるように努力を重ね、ステークホルダーの皆様からより一層信頼される会社を目指して取り組んでまいります。

皆様におかれましては、変わらぬご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2018年7月

日本地震再保険株式会社

代表取締役社長 杉町真

地震保険と当社

地震保険制度発足の経緯・変遷

わが国は世界的にも「地震国」といわれていますが、地震災害はその発生が不確実であることや巨大地震の場合には甚大な被害をもたらすことから、通常では保険としては成立しにくいものと考えられていました。そのため長年にわたり、地震保険制度について研究、論議されてきましたが、実現には至りませんでした。

しかし、1964年6月の新潟地震を契機に実現に向けての気運が高まり、政府と損害保険業界で保険制度を検討した結果、1966年5月に「地震保険に関する法律」が制定され、この法律に基づいて家計地震保険（注）制度が発足し、当時の損害保険会社20社の出資で、当社が設立されました。

（注）損害保険では、家庭の様々な危険に対処するために個人が加入する保険を「家計分野の保険」とし、企業が加入する保険を「企業分野の保険」として区別しています。地震保険についても個人が加入する保険を「家計地震保険」と呼び、企業向け地震保険とは商品内容を異にしています。「地震保険に関する法律」は家計地震保険を対象として制定されています。

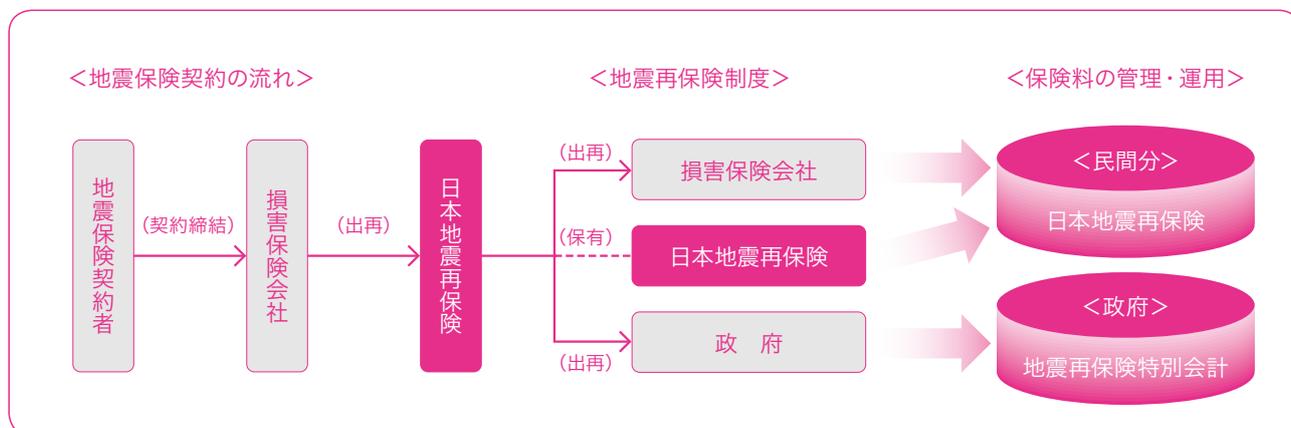
<家計地震保険制度の変遷>

- 1966年 「地震保険に関する法律」制定、地震保険制度発足（全損のみ補償）
- 1980年 補償範囲の拡大（全損に加え、半損も補償）
- 1991年 補償範囲の拡大（全損・半損に加え、一部損も補償）
- 1996年 家財の補償内容の改善、契約金額の限度引上げ
- 2001年 保険料一部引下げ、建物の耐震性能に応じた割引制度導入
- 2007年 保険料改定（算出手法の全面的な見直し）、割引制度拡充
- 2014年 保険料改定（震源モデルの見直し等）、割引率拡大
- 2017年 保険料改定（震源モデルの見直し等）、損害区分の4区分化

会社の特色

家計地震保険は、ご契約者に確実に保険金を支払えるように政府、損害保険会社、当社の三者で再保険制度（いわばセーフティネット）を組んでいます。またご契約者からお預かりした保険料は損害保険会社から切り離し、政府と当社で管理し、運用しています。

当社はこのように再保険制度の中心にあつて、政府、損害保険会社との再保険手続きを行うとともに、ご契約者からお預かりした保険料の管理・運用を行う日本で唯一の家計地震保険の再保険会社です。



→ 詳細につきましてはP39の「再保険のしくみ」、P78の「用語の解説」をご覧ください。

地震保険制度の概要

地震保険制度は「地震保険に関する法律」により、以下のとおり定められ運営されています。

1. 制度の趣旨	保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もって地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。 (地震保険法第1条)
2. 対象危険	地震・噴火又はこれらによる津波(以下、「地震等」という。)を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流出による損害 (地震保険法第2条) (注) 72時間以内に生じた2以上の地震等は、一括して1回の地震等とみなす(但し、被災地域が全く重複しない場合はこの限りでない)。 (地震保険法第3条)
3. 対象物件	住宅(店舗と併用のものを含む)、家財(1個30万円を超える貴石等の贅沢品を除く) (地震保険法第2条、地震保険法施行規則第1条)
4. 契約方法	火災保険契約に附帯(地震保険単独は不可) (地震保険法第2条) (注) 火災保険契約に原則自動附帯(選択により附帯を外すことも可)
5. 付保割合	火災保険金額の30%～50%の範囲 (地震保険法第2条)
6. 保険金限度額	住宅5,000万円、家財1,000万円 (地震保険法施行令第2条)
7. 損害査定区分	全損(建物→主要構造部損害割合50%以上): 保険金額の全額 大半損(同40%以上50%未満): 同60% 小半損(同20%以上40%未満): 同30% 一部損(同3%以上20%未満): 同5% (地震保険法施行令第1条)
8. 加入制限	大規模地震対策特別措置法に基づく「警戒宣言」が発せられたときは、同法に基づき「地震防災対策強化地域」として指定された地域内に所在する保険の目的について、地震保険契約を締結することができない。 (地震保険法第4条の2) (注) 現在、東海地震についてのみ地域指定がなされている。
9. 保険料	保険料率は、収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない(=利潤を含まない→ノーロス・ノープロフィットの原則)。 (地震保険法第5条) 保険料率は、危険度に応じて、地域別(都道府県)・構造別(主に木造・主に非木造)に設定。耐震性能に応じた割引あり。
10. 政府再保険	・政府は、地震保険契約によって保険会社等が負う保険責任を再保険する保険会社等を相手方として、再保険契約を締結することができる。 ・政府と民間損害保険会社(再保険会社)の再保険契約においては、「1回の地震等」当たりの官民保険責任額を定める。また、支払保険金総額が政令で定める一定額に達するまでは全額民間負担とし、一定額を超えると政令で定める割合で官民それぞれ負担するように定める(政府保険責任額については国会の議決を得る)。 (地震保険法第3条) (注) 現在、3層構造(レイヤー)で官民保険責任額を定めている。
11. 総支払限度額	支払保険金総額が政令で定める一定額を超える場合には、同額の範囲内に支払保険金総額が収まるように支払保険金を同じ割合で削減することができる。 (地震保険法第4条、地震保険法施行令第4条) (注) 総支払限度額は関東大震災級地震再来を前提として算出。

→ 詳細につきましてはP32からの「地震保険と再保険のしくみ」をご覧ください。

大震災への対応

当社では迅速な地震再保険金支払いを最大の使命と考え、地震対策を専門に扱う震災対策委員会を常設し、大震災に備えた体制を整備すると共に定期的な震災対策演習を実施しています。

また、地震再保険金支払いのために積み立てている資産は、大震災の際に再保険金の支払いに支障のないように流動性(換金性)、安全性に細心の注意を払って管理・運用しています。

■震災対策

震災対策委員会では、首都直下地震に備え、実効性のある事業継続マネジメント(BCM)の強化を最重要課題として取り組んでいます。

東日本大震災の経験を踏まえ、オフィスが被災をしても業務の継続に支障がないようにシステム基盤を刷新し、重要システムを耐震性の高いデータセンターに移設しました。更に、沖縄にバックアップシステムを設置することで同時被災のリスクが大幅に減少しています。また、社外よりアクセスが可能なシステムを構築して役員・社員がオフィスに出社できない場合でも、自宅で重要業務が継続できる体制を整備し、定期的な在宅演習によってその実効性の確認をしています。



2017年度は、定例の演習に加え、前年度に設置した実務者をメンバーとする「震災対策PT」が主体となって企画した全社的な演習を実施しました。実務者が企画する演習を全社員が実施することによって、より現状の社内環境や実務状況での観点で演習を行うことができ、更なる震災対策態勢の実効性の向上を図っています。

<震災対策PT主催演習(仮想宿泊演習)>

地震が発生し社内で宿泊を余儀なくされたことを想定し、BCM関連の担当者がいない状況下においても、社内に残された社員が適切な行動を取れることを目標に演習を実施しました。演習では非常食の調理・実食、発電機による自家発電等を実際に体験し、全社員がその保管場所や取扱い方法をはじめとした社内での宿泊に必要な行動を改めて確認しました。

<部門別演習(在宅・臨時オフィスを使用した演習)>

BCM強化を図るため、在宅・臨時オフィスでの業務を想定した部門毎の演習を9月から3月にかけて実施しました。業務部門では、在宅での再保険金概算払い演習を実施し、財務部門では臨時オフィスでの大地震発生直後の資金調達に係る諸業務を行いました。また、3月にはシステム部門において首都圏の被災時に使用する沖縄のデータセンターへのシステム切替作業を実際に行い、その環境下で業務を行うことで切替オペレーションの確認や沖縄環境下におけるシステム上の課題の洗い出し等を行いました。

<全社員演習(損害査定費用処理の演習)>

大震災の際は損害査定費用の請求件数が膨大な量となり、担当部門だけでは対応が困難であることから、処理要員を確保するために、毎年全社員を対象とした損害査定費用の点検・入力を実施しております。2017年度は、各社員の損害査定費用業務の経験に応じて演習内容や処理量を変えて演習を実施することで、全社員の査定費用処理能力の底上げを図りました。

■換金性の高い資産による運用

当社は、首都直下地震が発生した際などには巨額の再保険金を短期間に支払う必要に迫られます。このため、責任に見合う運用資産は常に流動性の高い国債等の高格付けの債券を中心に安全に運用しています。また、換金時の価格変動リスクを軽減するため、債券は短期債・中期債を中心に運用しています。

■震災への備え

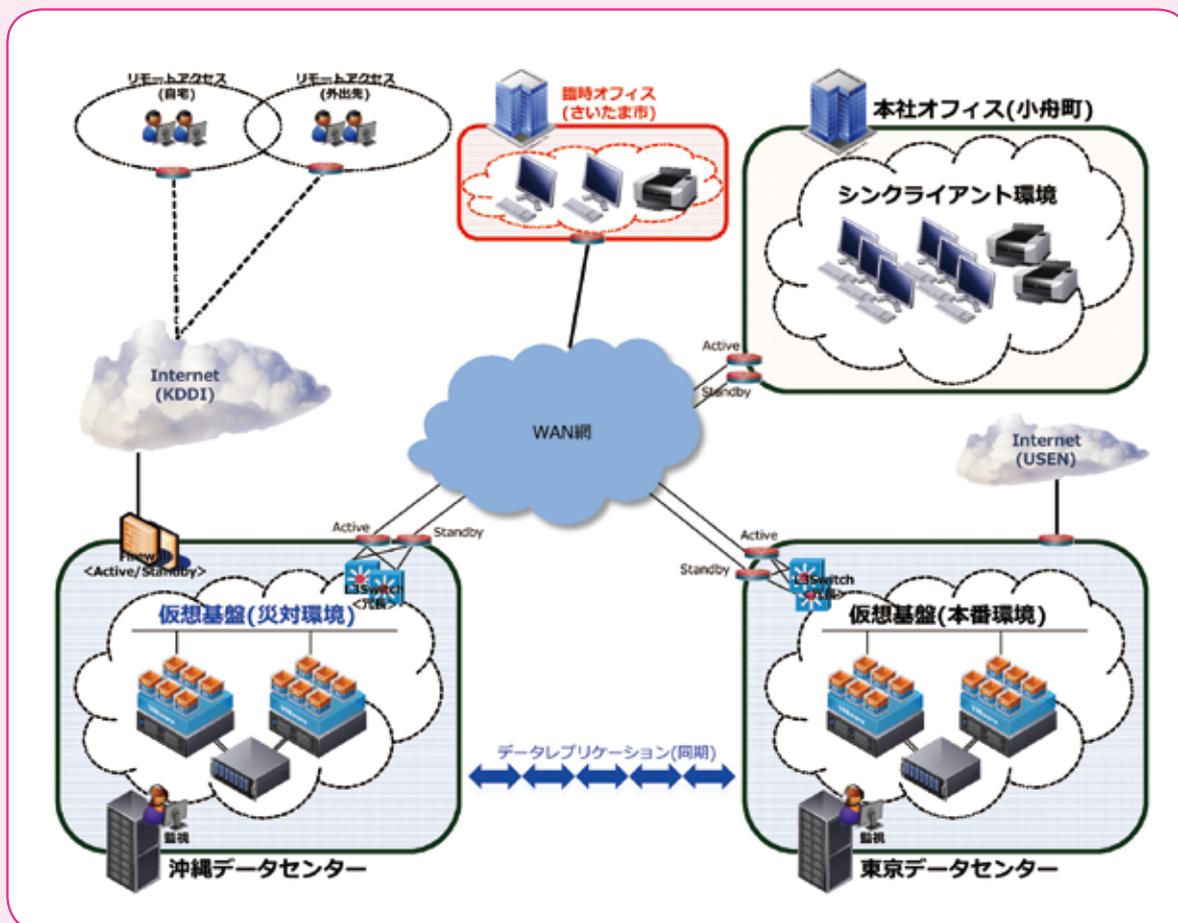
当社は、本社内に気象庁提供の緊急地震速報を受信する端末を設置し、来訪者、役員及び社員の身の安全の確保に役立てています。また、本社内の事務設備・機器等を固定するなどの耐震化をすすめています。就業時間中に被災した場合は、東京都の帰宅困難者対策条例に従い、オフィスに留まるための飲料水や食料品、日用品等を備蓄しています。

■首都直下地震に備えたシステム基盤

今後発生が懸念される首都直下地震に対する事業継続性を確保するため、2013年3月、社内の全重要システムを刷新し、東京都内にある国内最高レベルの耐震性とエネルギー利用効率を誇る最新鋭データセンターに設置した仮想基盤上へ移行いたしました。さらに万全を期すため、地震による東京との同時被災の可能性が低い沖縄データセンターにバックアップシステムを設置し、通信回線によって東京-沖縄間のデータ同期を行う仕組みを構築しました。

これに加えて、端末をシンクライアント化してデータを仮想基盤上に集約し、データの消失、情報漏えいの危険性を低減しました。あわせて社外よりインターネット経由で社内システムに接続できるリモートアクセスの仕組みを導入することにより、首都直下地震により交通網が寸断され、社員がオフィスに出社ができない事態になっても、インターネットに接続可能な環境があれば平常時と同じシステムが利用できる環境を実現しました。

今後も、首都直下地震に対応した事業継続マネジメントの強化に注力していきます。



経営について

2018年から3力年の第5次中期経営計画を策定しました。

第5次中期経営計画 全体像 [2018-2020]

経営理念

家計地震保険制度の健全な運営を通して、豊かで安全な社会制度の維持・発展に寄与し、広く社会から信頼される企業を目指す。

経営方針

再保険金支払い体制を万全なものとし、大震災時における迅速かつ的確な対応を実現する。

資産運用は、流動性と安全性を第一義とし、それに収益性を加味して着実にを行う。

環境の変化に迅速・果断に挑戦し、公正・透明で健全な経営を実現する。

新中期経営計画

<地震保険制度・再保険業務>

1. 強靱かつ持続可能な地震保険制度の構築
2. 首都直下地震を見据えた実効性のある事業継続マネジメントの強化

<資産運用業務>

3. 流動性・安定性を担保しつつ、運用力強化による会社収益への貢献

<経営基盤>

4. 専門家の育成と多様な働き方に対応した職場環境の推進
5. 環境変化に対応したガバナンス態勢の構築と適切で効率的な業務運営の推進

2018年度の経営施策を策定しました。

2018年度経営施策

第5次中期経営計画

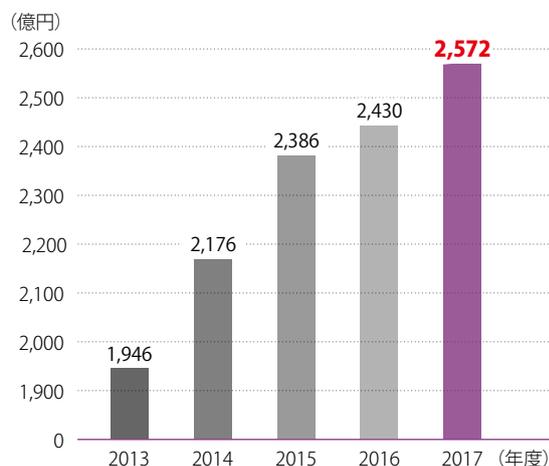
- 1 強靱かつ持続可能な地震保険制度の構築
- 2 首都直下地震を見据えた実効性のある事業継続マネジメントの強化
- 3 流動性・安全性を担保しつつ、運用力強化による会社収益への貢献
- 4 専門家の育成と多様な働き方に対応した職場環境の推進
- 5 環境変化に対応したガバナンス態勢の構築と適切で効率的な業務運営の推進

2018年度経営施策

1. 民間準備金の早期回復を通じた強靱かつ持続可能な再保険スキームの構築
2. 迅速な保険金支払いに寄与する大規模地震時の損害調査体制強化への取組み
3. 継続的な事業継続基盤の強化及び演習の実施等を通じたBCMの高度化
4. 流動性、安全性を担保した上での収益性向上への取組み
5. 専門家の育成・代替性確保に向けた能力開発の推進
6. 多様な働き方に対応した制度及び職場環境の整備
7. 事業環境変化に即応した業務プロセスの見直しと改善
8. 業務効率とセキュリティ態勢の継続強化
9. ガバナンスの強化(会社法改正に向けた対応)
10. 情報発信の促進

代表的な経営指標等

受再正味保険料

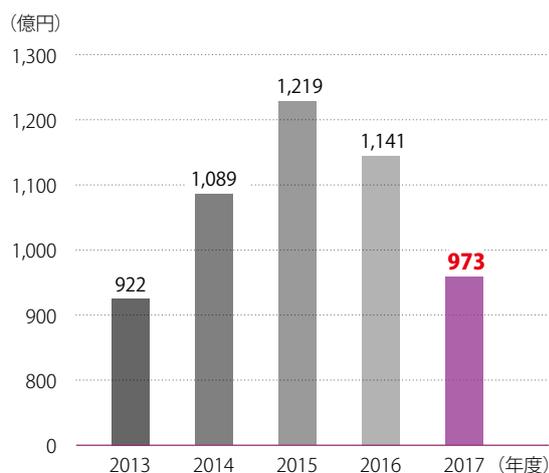


2,572 億円

受再正味保険料 = 受再保険料 - 解約返戻金・
その他返戻金

受再正味保険料とは、受再保険料（元受保険料の合計）から、解約返戻金、その他返戻金を控除した保険料です。

正味収入保険料

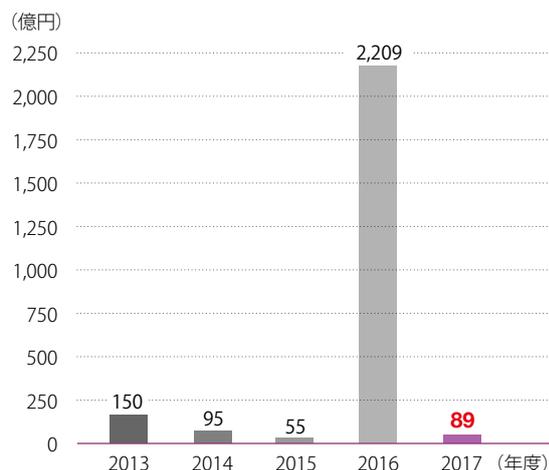


973 億円

正味収入保険料 = 受再正味保険料 - 支払再保険料

正味収入保険料とは、受再契約により各損害保険会社から受け取った保険料（受再正味保険料）から出再契約により政府・各損害保険会社に支払った再保険料（支払再保険料）を控除したものです。

正味支払保険金



89 億円

正味支払保険金 = 受再正味保険金 - 回収再保険金

正味支払保険金とは、受再契約により各損害保険会社に支払った保険金（受再正味保険金）から出再契約により政府・各保険会社から回収した再保険金（回収再保険金）を控除したものです。

保険引受利益・経常利益・当期純利益

保険引受利益はありません。

地震保険においては、制度の趣旨から保険料を極力低く抑える必要があり、経費を圧縮するとともに保険料収支残や資産運用益について、「地震保険に関する法律」により全額を将来の保険金支払いのために危険準備金として積み立てているため、利益が一切発生しない仕組みとなっています。

$$\text{保険引受利益} = \text{保険引受収益} - \text{保険引受費用} - \text{保険引受に係る営業費及び一般管理費} \pm \text{その他収支}$$

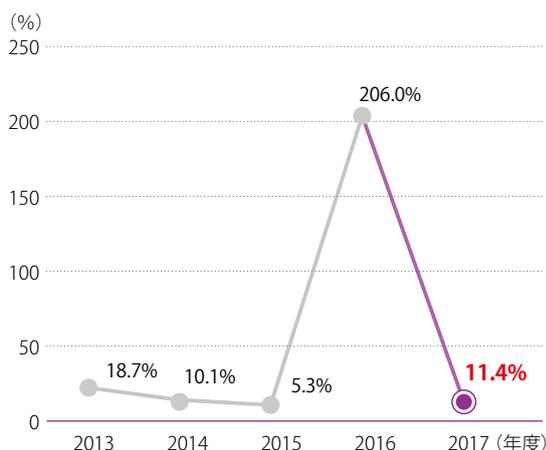
$$\begin{aligned} \text{経常利益} &= \text{経常収益} - \text{経常費用} \\ \text{当期純利益} &= \text{経常利益} \pm \text{特別損益} \pm \text{法人税及び住民税} \pm \text{法人税等調整額} \end{aligned}$$

保険引受利益とは、正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金、損害調査費等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は地震保険における法人税等相当額です。

経常利益とは、通常の活動で発生した損益を示し、正味収入保険料や利息及び配当金収入等の経常収益から、保険金や営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものです。地震保険では利益が生じないため、当社においては、法人税及び住民税等の額と、当社の純資産の運用等による利益に相当します。

当期純利益とは、経常利益から特別損益、法人税及び住民税等を加減したもので、当社の純資産の運用等により生じた利益です。地震保険に係るものは、経常利益から法人税及び住民税を控除し当期純利益はゼロとなる仕組みとなっています。

正味損害率

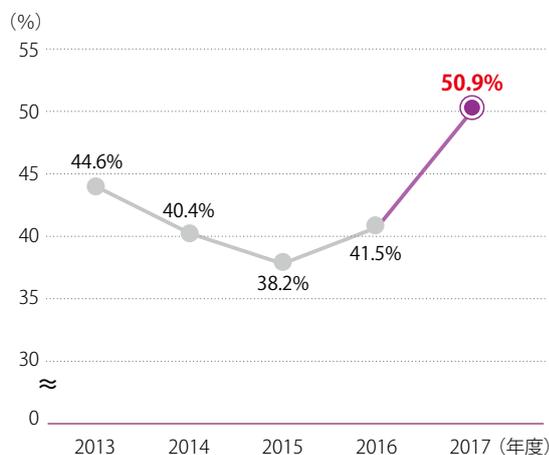


11.4%

$$\text{正味損害率} = (\text{正味支払保険金} + \text{損害調査費}) \div \text{正味収入保険料}$$

正味損害率とは、正味収入保険料に対し、支払った保険金と損害調査費用の合計額の割合を示したものをいいます。

正味事業費率

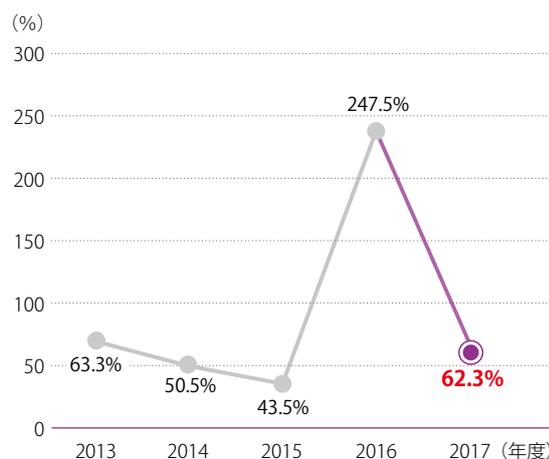


50.9%

正味事業費率 = (保険引受に係る営業費及び
一般管理費 + 諸手数料及び集金費) ÷
正味収入保険料

正味事業費率とは、正味収入保険料に対し、保険の維持管理等のために支出した費用の割合を示したものをいいます。

コンバインド・レシオ

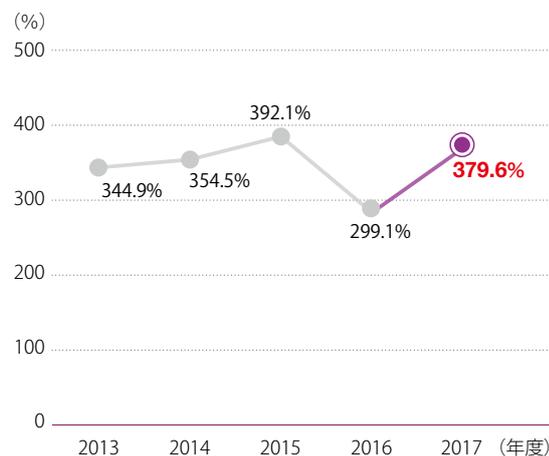


62.3%

コンバインド・レシオ = 正味損害率 + 正味事業費率

コンバインド・レシオとは、損害保険における収益力を示す指標です。正味損害率と正味事業費率の合計値で、この値が低いほど収益力が高いといわれています。

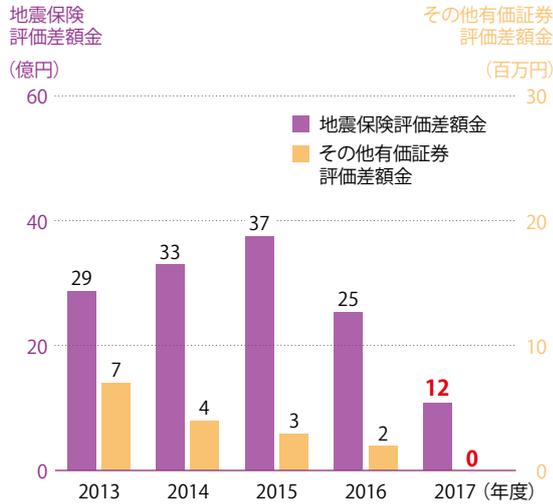
単体ソルベンシー・マージン比率



379.6%

単体ソルベンシー・マージン比率とは、巨大災害の発生や、保有する資産の大幅な価格下落等、「通常の予測を超える危険」に対する「資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標です。なお、ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社の経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。ただし当社は「地震保険に関する法律」に基づく特別の事業形態となっていることから、行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値として、ソルベンシー・マージン比率を使用しないことになっています。詳細はP61をご覧ください。

地震保険評価差額金・その他有価証券評価差額金

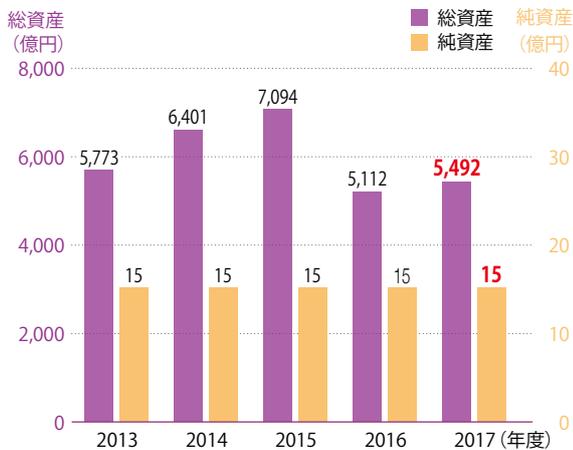


保有する有価証券はその他有価証券に分類されており、期末に時価評価を行い貸借対照表上に計上されますが、その際に時価と帳簿価額との差額(評価差額)が発生します。

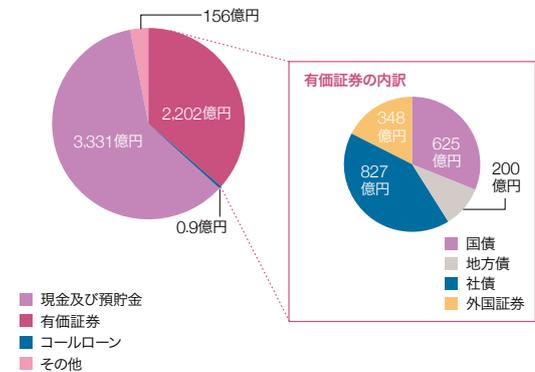
地震保険評価差額金とは、評価差額のうち地震保険に係る有価証券の評価により生じたものをいい、負債の部に計上することが保険業法施行規則別紙様式により定められています。

その他有価証券評価差額金とは、当社においては地震保険に係るもの以外の時価評価により生じた評価差額で、他の事業会社同様にその他有価証券評価差額金として税金相当分を控除した上で純資産の部に計上されます。

総資産・純資産



総資産の内訳



総資産とは、会社が保有する有価証券や現金及び預貯金、固定資産等の資産の総額であり、貸借対照表上の「資産の部合計」をいいます。

当社は、大震災時に早期の再保険金支払を行うため、流動性と安全性の高い、高格付けの債券を中心とした資産を保有しています。

不良債権状況

リスク管理債権はありません。

リスク管理債権とは、貸付金のうち元本や利息の回収の可能性に注意を必要とするものことで、利息の返済状況により破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権、貸付条件緩和債権の4つに分けられています。

直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

区分	年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)		92,248 (△0.8%)	108,994 (18.2%)	121,986 (11.9%)	114,114 (△6.5%)	97,302 (△14.7%)
正味支払保険金 (対前期増減(△)率)		15,010 (△52.5%)	9,563 (△36.3%)	5,589 (△41.6%)	220,905 (3,852.3%)	8,924 (△96.0%)
経常収益 (対前期増減(△)率)		104,703 (△5.1%)	119,822 (14.4%)	129,107 (7.7%)	289,485 (124.2%)	101,288 (△65.0%)
経常費用 (対前期増減(△)率)		104,509 (△5.1%)	119,818 (14.6%)	129,107 (7.8%)	289,487 (124.2%)	101,290 (△65.0%)
経常利益/経常損失(△) (対前期増減(△)率)		194 (0.3%)	3 (△98.2%)	0 (△98.4%)	△1 (△3,537.5%)	△1 (-)
当期純利益又は当期純損失(△) (対前期増減(△)率)		△82 (△2,045.2%)	3 (-)	△0 (△115.6%)	1 (-)	△0 (△159.8%)
正味損害率		18.7%	10.1%	5.3%	206.0%	11.4%
正味事業費率		44.6%	40.4%	38.2%	41.5%	50.9%
利息及び配当金収入 (対前期増減(△)率)		3,279 (△28.5%)	2,710 (△17.4%)	2,468 (△8.9%)	1,294 (△47.6%)	1,181 (△8.7%)
運用資産利回り(インカム利回り)		0.61%	0.47%	0.38%	0.24%	0.23%
資産運用利回り(実現利回り)		0.70%	0.42%	0.33%	0.18%	0.14%
資本金 (発行済株式総数)		1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)
純資産額		1,544	1,543	1,542	1,542	1,540
総資産額		577,305	640,137	709,408	511,297	549,220
責任準備金残高 (対前期増減(△)率)		499,274 (8.2%)	556,727 (11.5%)	627,345 (12.7%)	456,745 (△27.2%)	495,634 (8.5%)
(うち危険準備金残高) (対前期増減(△)率)		378,041 (7.1%)	417,056 (10.3%)	464,584 (11.4%)	278,846 (△40.0%)	303,954 (9.0%)
貸付金残高 (対前期増減(△)率)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
有価証券残高 (対前期増減(△)率)		525,161 (10.1%)	391,034 (△25.5%)	401,751 (2.7%)	234,580 (△41.6%)	200,239 (△14.6%)
単体ソルベンシー・マージン比率		344.9%	354.5%	392.1%	299.1%	379.6%
1株当たり純資産額		776円66銭	776円41銭	775円61銭	775円67銭	774円54銭
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)		△41円63銭	1円53銭	△0円23銭	0円57銭	△0円34銭
配当性向		-%	-%	-%	-%	-%
従業員数		26名	29名	28名	26名	28名

(注) 単体ソルベンシー・マージン比率の当社数値は、行政当局の行う改善命令等の発動基準の数値として使用しないことになっています。詳細は、P61をご覧ください。

事業の概況

■ 事業の経過及び成果等

2017年度のがわが国経済は、日銀の極めて緩和的な金融政策と政府の経済対策による下支えに加え、海外経済の成長持続により輸出セクターが恩恵を受けたこともあり、緩やかな景気拡大が続きました。

地震保険の収入保険料は、2017年1月に実施された料率改定の影響により増加しましたが、一方で2017年4月の地震保険再保険スキームの改定により政府への支払再保険料が大きく増加したことから、差し引きの正味収入保険料は減少しました。支払保険金及び損害調査費については、前年度に発生した熊本地震による支払いが収束に向かったことから、前年度に比べ大きく減少しました。

資産運用については、超低金利環境が続き、新規運用に厳しい状況の中、利回りの高い債券の償還が進んだことから、運用益は前年度を下回りました。

2017年度は第4次中期経営計画「地震再保険金支払態勢の強化に向けて」の最終年度として29項目の経営施策に取組み、概ね成果を得ることができました。

主な施策として地震保険制度における適正かつ実態に即した付加率等の実現への取組みをはじめ、信用リスクの管理体制向上等に向けた検討や新システム基盤の更改に取組んで参りました。

■ 地震保険成績の概要

正味収入保険料と正味支払保険金

収入保険料は増加したものの、2017年4月の地震保険再保険スキームの改定等により政府への支払再保険料が増加したことから、差引の正味収入保険料は973億円（前年度比14.7%減）と減少しました。

一方、正味支払保険金は、熊本地震等で89億円（前年度比96.0%減）と大幅に減少しました。

危険準備金と責任準備金

正味収入保険料から受再保険手数料等を控除した正味保有保険料343億円と運用益3億円の合計346億円（前年度比33.4%減）を危険準備金に積み増しました。

また、支払備金18億円を危険準備金に戻し入れ、前記の正味支払保険金89億円、損害調査費21億円、広告宣伝費3億円を過年度危険準備金から取り崩した結果、当年度末危険準備金は3,039億円（前年度比9.0%増）となりました。

この危険準備金に未経過保険料積立金を加えた結果、当年度末責任準備金は4,956億円（前年度比8.5%増）となりました。

元受保険会社等の危険準備金

受託金勘定の元受保険会社等の危険準備金については、差引正味保険料及び運用益の合計31億円（前年度比30.8%減）を積み増しました。また、広告宣伝費等23億円を取り崩した結果、当年度末危険準備金は477億円（前年度比1.8%増）となりました。

■ 資産運用の概要

国内の金利は、日銀が「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を推進するもとの、超低金利環境が安定的に維持されました。当社が主な運用対象とする短期・中期の年限は、マイナス金利が継続し、引き続き厳しい運用環境となりました。

為替相場は、米国の利上げが米ドル高要因となる一方、貿易不均衡の是正を求める米国の政治的圧力や米長期金利の落ち着きにより、徐々に円高ドル安となりました。また、欧州経済の回復基調の継続により、欧州中央銀行の金融緩和と縮小方針が示されたことを受け、円安ユーロ高となりました。

このような環境下における資産運用にあたっては、安全性と流動性を第一義とし、これに収益性を加味して進めて参りました。その結果、税引前の運用益は業務勘定で3億円、受託金勘定は0億円となり、当年度末の運用資産は5,335億円となりました。

■ 当年度損益

当年度の損益については、利息及び配当金収入にその他の項目を加減算し、法人税及び住民税を減算した結果、0百万円の当期純損失となりました。

■ 当社が対処すべき課題

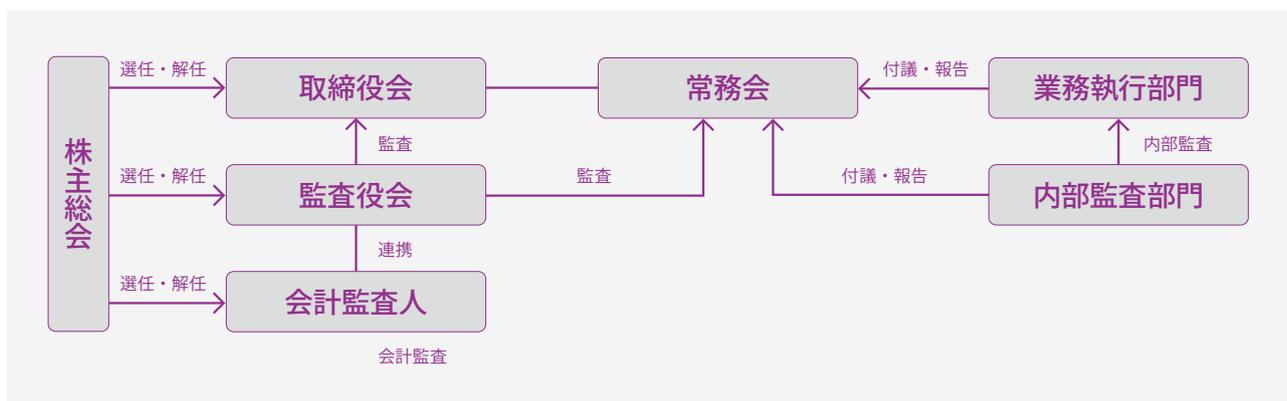
2018年度は第5次中期経営計画の初年度にあたります。

今後も地震・津波・噴火災害が予想され、ますます国民の地震保険への期待・関心が高まる中、当社が果たす役割と責任はより一層重くなるものと思えます。

2018年度は、民間準備金の早期回復を通じた強靱かつ持続可能な再保険スキーム構築をはじめ、継続的な事業継続基盤の強化及び演習の実施等を通じたBCMの高度化への取組み、また、流動性、安全性を担保した上での収益性向上への取組みや事業環境変化に即応した業務プロセスの見直しと改善に取り組んで参ります。

コーポレート・ガバナンスの態勢

当社は、コーポレート・ガバナンスの確立を重要な経営課題と位置づけ、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、健全かつ適正な業務運営に努めています。



内部統制システムに関する基本方針及び運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を取締役会において次のとおり決議し、適切に履行しています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法362条4項6号、会社法施行規則100条1項4号)

- (1) コンプライアンス体制に係る規程並びに役員及び社員が法令等を遵守した行動をとるための「コンプライアンス行動規範」を定めるとともに、その徹底を図るため、コンプライアンス統括部門を設置し、年度のコンプライアンス・プログラムを策定して役員及び社員の教育等を行う。また、コンプライアンス統括部門への助言及び業務の円滑化を図るため、コンプライアンスを所管する担当役員の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置する。
- (2) 「コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、役員及び社員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施し、周知徹底を図る。
- (3) 法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に相談窓口を設置し、その利用について役員及び社員に周知する。
- (4) 内部監査部門として被監査部門から独立した監査室を設置するとともに、「内部監査規程」等を整備し、内部監査計画に基づき効率的かつ実効性のある内部監査を実施する。
- (5) 上記の活動は定期的を取締役会及び常務会に報告するとともに、必要に応じ都度電磁的方法等によりステークホルダーに開示する。

- (6) 当社が保有する情報資産についてセキュリティポリシーを定め、適切に管理する体制を整備する。
- (7) 個人情報保護の基本方針としてプライバシーポリシーを定め、個人情報について最重要な情報資産として情報管理体制を整備する。
- (8) 「利益相反管理方針」に基づき、顧客の利益が不当に害されるおそれのある「利益相反取引」を管理する。
- (9) 「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備し、警察、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築して、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (10) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会で定期的に検証を行い、本方針の見直しを含め必要な対応を行う。また、その運用状況の概要を事業報告に記載する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則100条1項1号)

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項は、取締役会規程その他別途定める社内規程に従って管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則100条1項2号)

- (1) 「リスク管理規程」及び「統合的リスク管理規程」並びに「年次リスク管理計画」を定め、資産運用リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等について、個々のリスクを把握し管理する体制及びこれらのリスクを統合的に管理する体制を整備する。
- (2) リスク管理に関する事項を一元管理するリスク管理統括部門を設置し、全社的なリスク管理体制の整備を行うとともに、リスク管理計画、規程に基づいてリスク管理を行い、その状況を定期的に取り締り、常務会に報告する。また、リスク管理統括部門への助言及び業務の円滑化を図るため、リスク管理を所管する担当役員の諮問機関としてリスク管理委員会を設置する。
- (3) 「震災対策規程」を策定し、大震災時の業務の早期復旧及び迅速な再保険金支払体制の整備を行う。
- (4) 震災対策に関する事項を一元管理する統括部門を設置し、「震災対策規程」に定めた業務を行う。また、震災対策統括部門への助言及び業務の円滑化を図るため、震災対策を所管する担当役員の諮問機関として震災対策委員会を設置する。
- (5) 「危機管理基本方針」に基づき、危機管理体制の整備を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則100条1項3号)

- (1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- (2) 取締役会長、取締役社長等で構成する常務会を設置し、経営課題に関する協議及び経営報告を行い、取締役会の審議の効率化及び実効性の向上を図る。常務会は原則として毎月1回以上開催する。
- (3) 取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、取締役会規程、常務会規程等を整備し、決議事項及び報告事項を明確にするとともに、組織に関する規程において組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等の細目を適切に定める。
- (4) ITガバナンス基本方針に基づきITガバナンス態勢を構築し、全社的な情報システム計画の立案、関係規程の整備を行う等のシステム管理態勢の強化を図る。また、システム管理部門を所管する担当役員の諮問機関として情報システム委員会を設置し、全社的な観点から情報システムに関わる諸課題について議論等を行う。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則100条1項5号)

親会社や子会社が生じた場合には、企業集団における業務の適正を確保するための措置を講ずることとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則100条3項1号)

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、その必要に応じた使用人を監査役の補助者に任命する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 (会社法施行規則100条3項2号、3号)

- (1) 監査役は、前号の使用人を補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- (2) 当該補助者の人事異動、人事評価または懲戒処分には、常勤監査役の同意を得るものとする。
- (3) 当該補助者は、監査役の命を受けた監査業務を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 (会社法施行規則100条3項4号)

- (1) 監査役は、取締役会に出席するとともに常務会及び各種委員会等社内重要会議に出席することができる。
- (2) 取締役(非常勤取締役を除く。)は、取締役会、常務会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
- (3) 取締役(非常勤取締役を除く。)及び使用人は、以下の事項を発見した場合には、社内規程に基づき監査役に報告する。
 - ① 会社に著しい損害を与えるおそれのある事実
 - ② 重大なコンプライアンス違反
 - ③ 就業規則に定める懲戒事由に該当する事項
 - ④ その他上記に準ずる事項
- (4) 取締役(非常勤取締役を除く)及び使用人は、相談窓口の運用状況及び相談事項について定期的に監査役に報告する。
- (5) 取締役及び使用人は、法令及び規程に定められる事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 (会社法施行規則100条3項5号)

いかなる場合においても、監査役への報告をした者に対して、不利益な取扱いを行わないものとする。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則100条3項6号)

- (1) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 当社は、監査役または監査役会が、監査の実施のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求めるまたは調査、鑑定その他の事務を委託するなどのために所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役または監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとする。
- (3) 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則100条3項7号)

- (1) 監査役の過半数は社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。
- (2) 監査役は、監査役会が承認した監査役会規程及び監査役監査規程に基づき監査を実施する。監査の実施にあたっては、公認会計士その他必要と認める者を活用する。
- (3) 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。

当該体制の運用状況の概要については次のとおりです。

体制	決議内容	体制の整備及び実施状況
<p>1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)</p>	<p>(1) コンプライアンス体制に係る規程並びに役員及び社員が法令等を遵守した行動をとるための「コンプライアンス行動規範」を定めるとともに、その徹底を図るため、コンプライアンス統括部門を設置し、年度のコンプライアンス・プログラムを策定して役員及び社員の教育等を行う。また、コンプライアンス統括部門への助言及び業務の円滑化を図るため、コンプライアンスを所管する担当役員の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置する。</p> <p>(2) 「コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、役員及び社員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施し、周知徹底を図る。</p> <p>(3) 法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に相談窓口を設置し、その利用について役員及び社員に周知する。</p> <p>(4) 内部監査部門として被監査部門から独立した監査室を設置するとともに、「内部監査規程」等を整備し、内部監査計画に基づき効率的かつ実効性のある内部監査を実施する。</p> <p>(5) 上記の活動は定期的に取り締役会及び常務会に報告するとともに、必要に応じ都度電磁的方法等によりステークホルダーに開示する。</p> <p>(6) 当社が保有する情報資産についてセキュリティポリシーを定め、適切に管理する体制を整備する。</p> <p>(7) 個人情報保護の基本方針としてプライバシーポリシーを定め、個人情報について最重要な情報資産として情報管理体制を整備する。</p> <p>(8) 「利益相反管理方針」に基づき、顧客の利益が不当に害されるおそれのある「利益相反取引」を管理する。</p> <p>(9) 「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備し、警察、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築して、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等、毅然とした姿勢で組織的に対応する。</p>	<p>(1) ～(2) 「コンプライアンス行動規範」を制定し、その行動規範に基づき「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」を定め、管理・企画部を統括部門としてコンプライアンス・プログラムを策定して教育活動を行っている。当年度は、社員を対象にハラスメントをテーマとして社外講師による勉強会等を実施した。また、年度末のコンプライアンス委員会において当年度総括及び次年度推進計画について報告する。</p> <p>(3) 「コンプライアンス・マニュアル」に報告基準、報告ルート等の報告ルールを明確に定めるとともに、社内外の相談窓口を設置している。役員及び社員には、その利用について勉強会等を通じて周知徹底を図っている。</p> <p>(4) 「内部監査規程、同細則」を定め、担当する組織として監査室を設置している。監査室は、取締役会で決定した「内部監査方針・計画」に基づき、全部門を対象に内部統制状況等の定例監査及び監査重点項目の監査を実施し、その適切性と有効性に問題ない事を確認している。</p> <p>(5) 上記(1) ～(4) の活動は、規程に従い、定期的に取り締役会及び常務会に報告し、ホームページ、ディスクロージャー誌に開示している。</p> <p>(6) 情報セキュリティ基本方針を定め、情報セキュリティに関する規程等を整備するとともに情報セキュリティ管理部門を管理・企画部としている。また、規程等に基づき情報資産分類表の更新を行う等、適切に管理している。</p> <p>(7) 個人情報の基本方針としてプライバシーポリシーを定め、個人情報については最重要な情報資産と位置づけ、個人情報に関する各法令及びガイドライン等に基づき、社内規程等を整備している。また、定期的に個人情報の安全管理状況の点検を行う等、適切に管理を行っている。</p> <p>(8) 管理・企画部を担当部署とし、担当役員を利益相反管理統括者とする体制を取り、また、当該取引の有無を管理・企画部に報告することとなっている。当年度は該当する取引はなかった。</p> <p>(9) 「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに組織全体として対応し、役職員の安全を確保している。また警察、暴力団追放運動推進都民センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築している。</p>

体制	決議内容	体制の整備及び実施状況
	(10) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会で定期的に検証を行い、本方針の見直しを含め必要な対応を行う。また、その運用状況の概要を事業報告に記載する。	(10) 「内部統制システムに関する基本方針」を定め、その運用状況について取締役会において定期的に確認するとともに、本方針の見直しを含め継続的に内部統制の改善を図っている。また、内部統制システムの運用状況の概要については事業報告に記載している。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (会社法施行規則第100条第1項第1号)	取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項は、取締役会規程その他別途定める社内規程に従って管理する。	「取締役会規程、常務会規程」及び「稟議・報告規程、文書取扱規程」等に基づき保存及び管理を行っている。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (会社法施行規則第100条第1項第2号)	<p>(1) 「リスク管理規程」及び「統合的リスク管理規程」並びに「年次リスク管理計画」を定め、資産運用リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等について、個々のリスクを把握し管理する体制及びこれらのリスクを統合的に管理する体制を整備する。</p> <p>(2) リスク管理に関する事項を一元管理するリスク管理統括部門を設置し、全社的なリスク管理体制の整備を行うとともに、リスク管理計画、規程に基づいてリスク管理を行い、その状況を定期的に取締役会、常務会に報告する。また、リスク管理統括部門への助言及び業務の円滑化を図るため、リスク管理を所管する担当役員の諮問機関としてリスク管理委員会を設置する。</p> <p>(3) 「震災対策規程」を策定し、大震災時の業務の早期復旧及び迅速な再保険金支払体制の整備を行う。</p> <p>(4) 震災対策に関する事項を一元管理する統括部門を設置し、「震災対策規程」に定めた業務を行う。また、震災対策統括部門への助言及び業務の円滑化を図るため、震災対策を所管する担当役員の諮問機関として震災対策委員会を設置する。</p> <p>(5) 「危機管理基本方針」に基づき、危機管理体制の整備を行う</p>	<p>(1) 当年度はリスク管理関連規程全体の見直しを行い、「リスク管理規程」及び「統合的リスク管理規程」を統合し、「統合的リスク管理規程」に改定し改善を図った。また、年次リスク管理計画として「リスク管理計画」を策定し、統合的リスク管理の枠組みの中で具体的に実施する事項等を定めた。また、リスク管理の状況については、規程、計画等に従い、定期的に取締役会、常務会に報告している。</p> <p>(2) リスク管理に関する事項を一元管理するリスク管理統括部門を管理・企画部とし、リスク管理関連規程に基づき会社経営に重大な影響を及ぼし得る資産運用リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスクについて管理している。また、適時、リスク管理委員会を開催し助言を得ている。</p> <p>(3) ～(4) 「震災対策規程」を定め、震災対策に関する事項を一元管理する統括部門を業務部とし活動を行っている。当年度は、各部門において首都直下地震を想定した演習を実施した。また、適時、震災対策委員会を開催し助言を得ている。</p> <p>(5) 「危機管理基本方針」を制定し、具体的な対応策として大震災には震災対策規程、震災対策マニュアル、新型インフルエンザ等については新型インフルエンザ等対策マニュアル、不祥事・個人情報漏えい等には危機対応マニュアルを定めている。</p>
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則第100条第1項第3号)	<p>(1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。</p> <p>(2) 取締役会長、取締役社長等で構成する常務会を設置し、経営課題に関する協議及び経営報告を行い、取締役会の審議の効率化及び実効性の向上を図る。常務会は原則として毎月1回以上開催する。</p>	<p>(1) 当年度は取締役会を5回開催し、法令または「定款」、「取締役会規程」に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行った。</p> <p>(2) 「常務会規程」に基づき常務会を設置し、常務会は、毎月開催している。</p>

体制	決議内容	体制の整備及び実施状況
	<p>(3) 取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、取締役会規程、常務会規程等を整備し、決議事項及び報告事項を明確にするとともに、組織に関する規程において組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等の細目を適切に定める。</p> <p>(4) ITガバナンス基本方針に基づきITガバナンス態勢を構築し、全社的な情報システム計画の立案、関係規程の整備を行う等のシステム管理態勢の強化を図る。また、システム管理部門を所管する担当役員の諮問機関として情報システム委員会を設置し、全社的な観点から情報システムに関わる諸課題について議論等を行う。</p>	<p>(3) 各種規程等の改定を適時行い、職務権限見直しを行っている。また当年度の取締役会、常務会において、規程等に則り、計算書類等の承認、保険金支払融資覚書更新、地震保険成績、資産運用状況、リスク管理状況、内部監査結果等の審議及び報告を行った。</p> <p>(4) 当年度はシステム・情報セキュリティ関連規程の見直しを行い、名称の変更、規程等の統合、用語の統一を行った。また、適時、情報システム委員会を開催し助言を得ている。</p>
<p>5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 (会社法施行規則第100条第1項第5号)</p>	<p>親会社や子会社が生じた場合には、企業集団における業務の適正を確保するための措置を講ずることとする。</p>	<p>(該当なし)</p>
<p>6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 (会社法施行規則第100条第3項第1号)</p>	<p>監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、その必要に応じた使用人を監査役の補助者に任命する。</p>	<p>内部監査部門である監査室が、監査役会の事務局業務を担っている。また、監査役監査規程により監査役は、監査の円滑かつ効果的運営のために監査室との緊密な連携を図っている。</p>
<p>7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 (会社法施行規則第100条第3項第2号、3号)</p>	<p>(1) 監査役は、前号の使用人を補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。</p> <p>(2) 当該補助者の人事異動、人事評価または懲戒処分には、常勤監査役の同意を得るものとする。</p> <p>(3) 当該補助者は、監査役の命を受けた監査業務を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。</p>	<p>(1) 内部監査部門である監査室が、監査役会の事務局業務を担っている。また、監査役監査規程により監査役は、監査の円滑かつ効果的運営のために監査室との緊密な連携を図っている。</p> <p>(2) 常勤監査役は、人事異動等について事前の報告を受けている。</p> <p>(3) 監査室は、監査役の命を受けた補助業務に従事するとともに、必要な情報の収集権限を有している。</p>
<p>8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 (会社法施行規則第100条第3項第4号)</p>	<p>(1) 監査役は、取締役会に出席するとともに常務会及び各種委員会等社内重要会議に出席することができる。</p> <p>(2) 取締役(非常勤取締役を除く。)は、取締役会、常務会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。</p> <p>(3) 取締役(非常勤取締役を除く。)及び使用人は、以下の事項を発見した場合には、社内規程に基づき監査役に報告する。</p> <p>① 会社に著しい損害を与えるおそれのある事実</p>	<p>(1) 常勤監査役は、「取締役会規程」、「常務会規程」等に基づき今年度開催された取締役会、常務会、各種社内重要会議に出席し、業務執行状況を監査している。</p> <p>(2) 常勤の各取締役は、取締役会及び常務会に出席し、随時担当する業務の執行状況を報告している。</p> <p>(3) 「コンプライアンス規程」において、コンプライアンスに関する報告ルートが整備されており、監査役に報告する体制となっている。</p>

体制	決議内容	体制の整備及び実施状況
	②重大なコンプライアンス違反 ③就業規則に定める懲戒事由に該当する事項 ④その他上記に準ずる事項 (4) 取締役(非常勤取締役を除く)及び使用人は、相談窓口の運用状況及び相談事項について定期的に監査役に報告する。 (5) 取締役及び使用人は、法令及び規程に定められる事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する。	(4) 統括部門である管理・企画部から、半期毎に社外及び社内相談窓口に寄せられた相談件数の報告を行っている。また、常勤監査役は、監査役会に定期的に報告している。 (5) 取締役及び使用人は、法令及び規程に定められる事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する体制となっている。当年度は、重大な法令及び定款違反等による当社に損害を及ぼすおそれがある事項等の報告はなかった。
9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第5号)	いかなる場合においても、監査役への報告をした者に対して、不利益な取扱いを行わないものとする。	監査役への報告者に対する不利益な取扱いは行わない体制となっている。 当年度は不利益な取扱いとする事例はなかった。
10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第6号)	(1) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。 (2) 当社は、監査役または監査役会が、監査の実施のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求めるとは調査、鑑定その他の事務を委託するなどのために所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役または監査役会の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとする。 (3) 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。	(1) 当年度は該当する費用は発生していない。 (2) 当年度は該当する費用は発生していない。 (3) 管理費予算において経費を計上する体制となっている。
11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第7号)	(1) 監査役過半数は社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。 (2) 監査役は、監査役会が承認した監査役会規程及び監査役監査規程に基づき監査を実施する。監査の実施にあたっては、公認会計士その他必要と認める者を活用する。 (3) 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。	(1) 株主総会で選任された監査役全員が社外監査役である。 (2) 監査役は、「監査役会規程」「監査役監査規程」並びに監査役会が決定した「2017年度監査方針並びに監査の計画及び方法」に沿って実効的な監査を行っている。また会計監査人とは緊密な連携を図っている。 (3) 代表取締役との意見交換会を年6回(うち常勤監査役と5回)開催し、職務執行状況を監査するとともに、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互認識を深めている。

危機管理基本方針

当社は、あらゆる危機が発生した場合に備えて、人命の安全と重要業務の安定的な運営を確保し、当社の社会的責任を果たすため、危機管理基本方針を策定し危機対応を行っています。

1. 基本方針

危機発生時の対応にあたっては次の理念、基本方針を念頭に置くこと。

- (1) 「危機管理の定義」
危機管理とは、危機発生時に当社がその危機に適切に対応できるようにするための計画の立案や活動を行うことの総称である。
- (2) 危機管理の理念
 - ① 企業の社会的責任を果たす。
 - a. 役員及び社員並びにその家族の人命の安全確保。
 - b. 主要業務（元受各社への的確な再保険金の支払等）の早期復旧と継続。
 - ② 企業の社会的信用を確保する。
 - a. 取引先などに悪影響を及ぼさない。
 - b. 地域社会に対して、企業としての責務を果たす。
 - c. 各種対応の際は、常に人道面での配慮を優先させる。
- (3) 危機管理の基本方針
 - ① 事業活動に支障となる悪影響に対し、可能な限り被害を極小化すること。
 - ② 各種対策の継続的な改善を図ること。
 - ③ 重要業務の安定的な運営を確保するため実効的な体制整備に努めるとともに、損害保険各社、日本損害保険協会及び政府と緊密に連携をとりつつ対応する。

2. 基本対応

- (1) 想定する危機
想定する危機は、内閣府「事業継続ガイドライン第一版 解説書」のリスク事例とする。
- (2) 対応策
 - ① 大震災（震災対策規程）
 - a. 大震災の発生に当たり、大量の再保険金支払をはじめとする当社業務が万全に遂行されることを目的として、その基本対策、対応を定める。
 - b. 震災対策に関する統括部門を業務部とし、防災計画、緊急時の対応及び再保険金の支払計画等を作成する。
 - c. 大震災が発生した場合に震災対策本部を設置し、業務の復旧、再保険金の支払等の対策を実施する。
 - d. 大震災が発生した場合の対応要領（震災対策マニュアル）を策定する。
 - ② 新型インフルエンザ（新型インフルエンザ等対策マニュアル）
 - a. 新型インフルエンザのパンデミック（世界的大流行）の各発生段階における事業継続に関する対応を定める。
 - b. 役員及び社員並びにその家族の人命の安全を確保するため、職場等における感染予防に努める。
 - c. 新型インフルエンザ等対策本部を設置する。（政府による第二段階宣言がなされた場合）
 - d. 政府の宣言を受けた場合は、各段階に対応した業務継続レベルを決定するとともに、感染拡大防止に努める。
 - ③ 不祥事・個人情報漏えい等（危機対応マニュアル）
大震災、新型インフルエンザ以外の危機対応の基本姿勢及び不祥事の発生、個人情報の漏えい等の発生時における危機対応行動計画を定めた「危機対応マニュアル」に基づき対応する。
 - a. 危機対応の基本姿勢を定める。
 - b. 不祥事が発生した場合には、直ちに対策本部を設置するなど危機対応を行う。
 - c. 当社保有の地震再保険に係る個人データの漏えい、紛失等が発生した場合には、直ちに対策本部を設置し、被害拡大及び二次被害の防止のための危機対応を行う。

ITガバナンス態勢強化の確立

企業を取り巻くシステム環境は日々大きく変動し、システムが業務遂行に不可欠な基盤となっている一方で、東日本大震災を契機とした事業継続計画（BCP）対策に加え、サイバー犯罪増加への対応など日々新たに発生する課題への対処が必要となっています。

また、システム投資や情報セキュリティ対策費用の増大傾向から経営にとってもITガバナンスの重要性がますます増している状況です。

当社では、当社システムの情報セキュリティを確保しつつ、内外の環境変化に対応できるように、情報化計画からシステム構築、運用までを適切に管理できる態勢を構築し、事業目標の達成を確実にすることを目的に「システム管理基本方針」を策定しています。

情報セキュリティ基本方針

当社が保有している経営に係る情報及びその情報を記録しているコンピュータシステムの情報に係る資産を、漏えい、紛失、改ざん及び消失等の脅威から保護するため、情報セキュリティに係る基本方針及び保護すべき情報資産を明確にした「情報セキュリティ基本方針」を定めています。また、「情報セキュリティ管理規程」等の規則集を定め、情報セキュリティ管理を行っています。

情報開示基本方針

当社は、家計地震保険の再保険専門会社として、社会的責任と公共的使命を十分に認識し、当社の情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行ってまいります。

1. 情報開示に関する基本方針

当社は、会社法、保険業法で開示が定められた情報について、当社の実態を認識・判断できるようにわかりやすい開示を行ってまいります。また、それ以外の情報に関しましても皆さまのお役に立つ情報については自主的に開示に努めます。

2. 情報開示の方法

当社からの情報開示は、ディスクロージャー誌、ニュースリリース、インターネットホームページ等を通じ、皆さまに情報開示を行ってまいります。

環境方針

当社は、「地震保険制度の充実・発展に積極的な役割を發揮し、地震保険を通してステークホルダーから常に信頼される会社」を目指す中で、以下の環境方針を定め、事業活動を通じてその実現に取り組みます。

1. 資源・エネルギーの効率的利用

当社の事業活動が環境に与える影響を認識し、省資源、省エネルギー、資源のリサイクル活動及びグリーン購入に努めます。

2. 環境関連法規等の遵守

環境保護に関する環境法規制及び当社が同意した環境保護に関するその他の要求事項を遵守します。

3. 環境マネジメントシステムの推進と環境汚染の防止

環境マネジメントシステムを構築し、目的・目標を設定して取組み、継続的改善を図るとともに、環境汚染の防止に努めます。

4. 啓発の推進

環境保護に関する情報の提供、啓発・教育活動を推進し、環境保護に努めます。

コンプライアンス

社会インフラとして高い社会性・公共性を有する損害保険業の中でも、特に地震保険は、その公共性の高さから厳格な法令遵守と効率的で公平、公正かつ透明な運営が求められていると認識しています。

このような認識のもとに当社は、日本で唯一の家計地震保険の再保険会社として、「地震保険を通してステークホルダーから常に信頼される会社」を目指して、法令遵守の体制を整備し、コンプライアンスを推進しています。

1. 基本方針（コンプライアンス行動規範）

- (1) 法令等の遵守
法令やルールを遵守し、高い企業倫理に基づき、公正かつ健全な企業活動を行う。
- (2) 透明性の高い経営
企業情報を公正かつ積極的に開示し、ステークホルダーの信頼向上に努め、透明性の高い経営を行う。
- (3) 情報管理の徹底
業務を通じて知り得た情報は常に適正な管理に努める。特に個人情報については、取得目的以外の利用やその漏えいの防止に向けた安全管理体制を構築するとともに、慎重かつ適切に取り扱う。
- (4) 人間尊重
社員の人格、個性、多様性を尊重するとともに、働きやすく、やりがいを感じられる職場を実現する。
- (5) 環境問題と社会貢献活動の取組
「良き企業市民」として、積極的に地球環境問題や社会貢献活動に取り組む。
- (6) 反社会的勢力の排除
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たない。

2. コンプライアンス体制

コンプライアンス推進体制を確立するため管理・企画部がコンプライアンスを一元的に管理・推進していく体制としています。

3. コンプライアンス活動

年度毎に取締役会でコンプライアンス・プログラム（実施計画）を決定し組織的に取り組んでいます。具体的には、教育研修及びコンプライアンスに関するヒアリングを実施して、コンプライアンスの推進に努めています。

4. 社内相談制度

法令遵守の促進と違法行為の防止・発見のために管理・企画部に社内相談窓口を設けているほか、社外にも「コンプラホットライン」を設置しています。

利益相反管理方針

当社はおお客様の利益を不当に害するおそれのある「利益相反取引」を管理するため、管理・企画部を担当部署とし、管理・企画部担当役員を利益相反管理統括者とする体制を取っております。

利益相反のおそれのある取引を特定した場合には、取引条件の変更やお客様への開示等により当該お客様を保護いたします。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 組織としての対応

反社会的勢力からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず組織全体として対応し、役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

警察、暴力団追放運動推進都民センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた関係の遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持つことのないように努めます。また、反社会的勢力からの不当要求等は拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して不祥事件等を隠蔽するような裏取引は絶対に行いません。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する資金提供は行いません。

社員行動指針

「社員行動指針」は、経営理念、経営方針を実現するために、社員全員が共通した意識を持って仕事に取り組むための考え方です。

1. 社会的使命を認識し、地震保険制度の発展に貢献します

社会的使命の重みを認識し、公正な視点と誠実な行動を通じて、積極的に制度の発展に貢献します。

2. 個人の多様性を尊重し、チーム力を高めます

個性や考え方の多様性を認め、個々の能力を活かすことで相乗効果を生み出し、チームの力を高めます。

3. 自らの役割と責任を理解し、着実に業務を遂行します

地震再保険専門会社の一員としての期待と信頼にこたえるため、一人ひとりが担当する業務に責任を持って取り組み、着実に業務を遂行します。

4. 新しい視点で、課題にチャレンジします

常に問題意識を持って自己研鑽に努め、互いに切磋琢磨し、新しい発想、柔軟な考え方で課題にチャレンジします。

5. “たのしむ”姿勢を大切に、いきいきと働きます

“たのしむ”姿勢は、集中力や持続力のアップにつながり、活力のある職場環境の礎になります。何事にも明るく、前向きに、いきいきと働きます。

個人情報保護

当社は、情報資産の適切な保護に努めていますが、特に、個人情報については最重要な情報資産と位置づけ、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連のガイドライン等に基づき、「個人情報保護規程」等社内諸規程を整備し、役員・社員に対する教育・研修を実施し、適正な取り扱いが行われるよう努めています。さらに、個人情報の基本方針として、以下の通り「プライバシーポリシー」を定め、当社のホームページ (<http://www.nihonjishin.co.jp>) で公表しています。

プライバシーポリシー（個人情報保護に関する基本方針）

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」及びその他の関連法令、並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン及びその他のガイドライン、一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。また、金融庁及び一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

当社は、個人情報の取り扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底し、適正な取り扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取り扱い及び安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

※本方針における「個人情報」及び「個人データ」とは、個人番号及び特定個人情報を除くものをいいます。

- (1) 個人情報の取得
当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。
- (2) 個人情報の利用目的
当社は、取得した個人情報を、次の目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。
また、利用目的は、明確になるよう具体的に定め、次のとおりホームページ等により公表します。さらに、利用目的を変更する場合には、ホームページ等により公表します。
 - ①地震保険に係る再保険業務及びこれらに付帯・関連する業務を行うため
 - ②地震保険に係る調査・研究のため
 - ③その他、当社が行う取引・業務運営を適切かつ円滑に行うため
利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。
- (3) 個人データの第三者への提供
当社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
 - ・法令に基づく場合
 - ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ・国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、委託先に提供する場合
- (4) 個人データの取り扱いの委託
当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取り扱い及び個人番号関係事務に関する業務を外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取り扱い及び個人番号関係事務に関わる業務を委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
- (5) センシティブ情報の取り扱い
当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいいます。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活並びに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。
 - ・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
 - ・相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
 - ・法令等に基づく場合
 - ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
 - ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
 - ・国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (6) 特定個人情報の取り扱い
当社は、個人番号及び特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。また、法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号及び特定個人情報を第三者に提供しません。個人番号及び特定個人情報の取り扱いについては、このほか、(4)、(8)、(9)、(10)をご覧ください。
- (7) ご契約内容・事故に関するご照会
ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店、保険証券に記載の保険会社営業店にお問い合わせください。また事故に関するご照会については、保険証券に記載の保険会社事故相談窓口にお問い合わせください。当社は、ご要望があればご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、当該保険会社に連絡いたします。
- (8) 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号及び特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等
個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号及び特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、次の(10)のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。
当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。
当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確であることが判明した場合は、その結果に基づいて正確なものに変更いたします。
- (9) 個人データの安全管理措置の概要
当社は、取り扱う個人データ、個人番号及び特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データ、個人番号及び特定個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。
安全管理措置に関するご質問については、次のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。
- (10) お問い合わせ窓口
当社は、個人情報、個人番号及び特定個人情報の取り扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。
当社の個人情報、個人番号及び特定個人情報の取り扱いや、保有個人データ、個人番号及び特定個人情報に関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、次のお問い合わせ先までお問い合わせください。

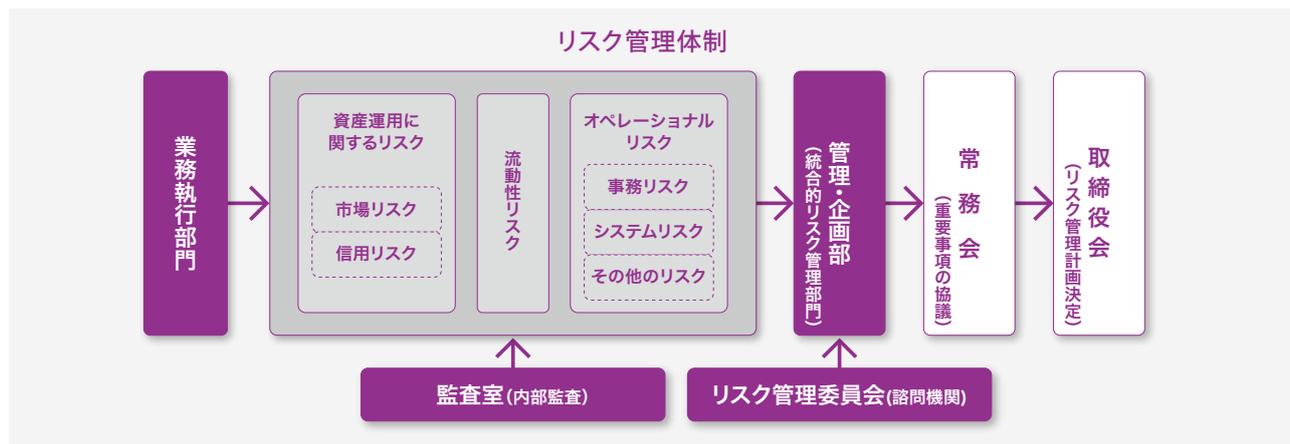
<お問い合わせ先>
日本地震再保険株式会社 管理・企画部
所在地 〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1
ヒューリック小舟町ビル4F
電話 03-3664-6078
(受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日及び年末年始を除く)

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)
所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105
フテラスアネックス7階
電話 03-3255-1470
(受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日及び年末年始を除く)
ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp>

リスク管理

当社は、経営の健全性、安全性を確保するため、リスク管理を適切に実行する態勢を整備しています。リスク管理の組織体制や重要な事項については、「統合的リスク管理規程」に定め、個別のリスクである資産運用リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスクについては各々のリスク管理規程または年次のリスク管理計画に具体的な管理方法を定めています。これらのルールに基づき、統合的リスク管理部門である管理・企画部において、リスク管理状況を把握し、統合的にリスクを管理しています。また、リスク管理担当役員の諮問機関として組織横断的にリスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する諸課題に対して様々な提言を行っています。



■ 資産運用リスク

資産運用に関するリスク管理は、「市場リスク」、「信用リスク」の2つに分類して管理を行い、管理事項は「資産運用リスク管理規則」に定めています。

市場リスク

市場リスクとは、市場の様々なリスク要因の変動により保有する資産・負債の価値及び収益が変動し損失を被るリスクをいい、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。当社では、定量・定性の両面から、市場リスク全体の管理を行っています。リスク量として金利、為替のバリュー・アット・リスク (VaR) を計測するとともに、含み損益、価格変化 (感応度) 等をモニタリングしています。VaRについては、バックテスト等を実施し、計測手法の妥当性を検証しています。また、保有限度額や損切りルールなどを設けて管理しています。

信用リスク

信用リスクとは、与信対象の信用状態の悪化等により保有資産の価値が減少、消失を被るリスクをいいます。当社では、購入債券は格付機関の格付けを参考に、信用力の高い発行体に限定するとともに、保有債券の信用力も常にチェックしています。また、特定企業グループや特定業種などへの集中を回避するため個別の管理も行っています。さらに、デフォルト率等に基づきリスク量として信用VaRを計測し管理しています。

ストレステスト

統計的にリスク量を計測するVaRは、市場が大きく変動するような状況下では限界があることから、ストレステストを活用し補完しています。ストレステストでは、金利・為替などリスクファクターが大きく変動するシナリオを設定し、ストレス発生時の影響を確認しています。

■ 流動性リスク

流動性リスクとは、負債に対する資産の流動性が確保できないことや、市場の混乱等で不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。当社の社会的使命を果たす上で重要なリスクであり、大震災時の資産の処分も念頭に置いた流動性資産を十分に保有するとともに、流出入資金の正確な把握に努め、適切な資金繰り管理を行っています。

■ オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクは、「事務リスク」「システムリスク」「その他のリスク」に分類し、それぞれの特性に応じた管理を行っています。

事務リスク

事務リスクとは、役員・社員及びその他の組織構成員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。当社では、権限や事務手続き等を定めた規程や事務処理マニュアルを常時見直し、研修・指導体制の充実に努め、正確で迅速な事務処理を徹底しています。また、内部監査において、規程等が網羅的かつ法令等に則っているかどうかを定期的にチェックしています。

システムリスク

コンピュータシステムのダウン、誤作動等のシステムの不備やコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。当社では、会社情報の漏えい等の防止、情報システムの安全対策として「情報セキュリティ基本方針」「情報セキュリティ管理規程」等の情報セキュリティ規則集を定め、情報資産の適切な保護に努めています。さらに、災害や不測の事態に備えた「コンティンジェンシープラン」を策定し、危機対応策を明確にしています。

その他のリスク

その他のオペレーショナルリスクとして、「人的リスク（人材の流出・喪失等により損失を被るリスク）」「風評リスク」等のリスクを認識し、各所管部門を中心にこれらのリスク管理に努めています。

※保険引受リスクに関しましては、家計地震保険が「地震保険に関する法律」に基づく制度として運営されていることから、管理対象リスクとしておりません。

監査・検査の体制

■ 社外の監査及び検査

当社は、保険業法に基づく金融庁による検査及び「地震保険に関する法律」に基づく財務省による検査の対象となっています。また、会社法に基づくPwCあらた有限責任監査法人による会計監査を受けています。

■ 社内の監査

監査役による監査と、他部門から独立した組織の監査室による内部監査を実施しています。また、監査役と監査室が密に連携し、監査の実効性の確保に努めています。

内部監査は「会社における諸制度及び諸活動の遂行状況を合法性と合理性の観点から公正かつ客観的な立場で検討、評価し、これに基づき必要な助言、提言を行い、会社の健全な発展と社会的な信頼向上に資すること」を目的として実施しています。

監査室は、取締役会で決定した事業年度の「内部監査計画」に基づき、全部門対象に内部統制状況等の定例監査及び重点項目の監査を実施し、内部監査結果を取締役会等に報告しています。

手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

●ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）0570-022808 ●IP電話やPHSから 03-4332-5241（受付時間：平日の午前9時15分～午後5時）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

トピックス

■ 大学講義への社員の派遣

当社の社員を講師として大学に派遣し、地震保険制度の理解の促進に努めています。2017年度は、6月に日本大学危機管理学部、9月に東北大学経済学部の講義に社員を派遣し、大学で損害保険関連の科目を履修している学生に向けて地震保険制度の概要、再保険の仕組み及び東日本大震災や熊本地震で地震保険が果たした役割等を図解を交えながら解説しました。



■ インドネシア損害保険協会及び地震再保険専門会社(MAIPARK)の訪日研修で講演

2017年11月、インドネシアの損害保険協会及び地震再保険専門会社(MAIPARK)の訪日研修団に向けて、当社から日本の地震保険制度についてプレゼンを行い、日本の地震リスクや家計地震保険制度の概要等について説明しました。我が国と同様に、インドネシア周辺は地球上で最も地震活動が活発な地域であることから、日本独自の地震保険制度について関心も高く、参加者からは地震保険料率の仕組みや政府再保険の役割など、多くの質問が寄せられました。



■ この一年の主な地震

2017年7月から2018年6月までに発生した最大震度5強以上の地震は以下の表のとおりです。

発生年月日	地震名	規模 (M)	最大震度
2017年 7月 11日	鹿児島湾を震源とする地震	5.3	5強：鹿児島市
2017年 9月 8日	秋田県内陸南部を震源とする地震	5.2	5強：大仙市
2018年 4月 9日	島根県西部を震源とする地震	6.1	5強：太田市
2018年 5月 25日	長野県北部を震源とする地震	5.2	5強：長野県栄村
2018年 6月 18日	大阪府北部を震源とする地震	6.1	6弱：大阪市北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市

(気象庁ホームページの震度データベース検索をもとに作成)

■ 大阪府北部を震源とする地震について

大阪府北部を震源とする地震により被害を受けられました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

このたびの地震により被災されたご契約者の生活再建へ向け、迅速、確実に保険金をお届けするため損害保険業界、政府が一体となり取組んでおります。

地震の概要

発生日時：2018年6月18日7時58分

規模：マグニチュード6.1(暫定値)

震源地：大阪府北部

各地の震度(震度5強以上)：

震度6弱 大阪府 大阪市北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市

震度5強 大阪府 大阪市都島区、大阪市東淀川区、大阪市旭区、大阪市淀川区、豊中市、吹田市、寝屋川市、摂津市、交野市、島本町

京都府 京都市中京区、京都市伏見区、京都市西京区、亀岡市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町

(内閣府「大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等について」資料をもとに作成)

損害保険業界の対応状況

一般社団法人 日本損害保険協会では、大阪府大阪市に対策本部を設置して、万全の体制で対応にあたっています。

【地震発生からこれまでの地震保険対応状況：2018年6月30日現在】

2018年 6月 18日	【協会長コメント】大阪府北部を震源とする地震による被災者の皆様へ
2018年 6月 18日	大阪府北部を震源とする地震に関する損保業界の対応について
2018年 6月 19日	平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る特別措置の実施について
2018年 6月 29日	平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る地震保険の事故受付件数について ～6月25日(月)現在、54,212件～

■ 地震保険データ・地震関連情報の公開

損害保険料率算出機構は「火災保険・地震保険の概況」2017年度版を発行しました。地震保険統計の一部をご紹介します。詳細につきましては損害保険料率算出機構ホームページをご覧ください。

地震保険 総括表

年度	新 契 約			年度	保 有	
	件 数	保険金額(百万円)	保険料(千円)		件 数	保険金額(百万円)
2012	9,439,876	78,361,464	184,924,645	2012	15,050,169	128,039,914
2013	9,556,403	80,021,309	203,143,348	2013	15,838,144	136,151,058
2014	9,584,984	79,399,422	226,640,447	2014	16,489,482	143,426,235
2015	9,501,454	79,535,689	245,480,878	2015	16,941,425	150,272,904
2016	9,298,612	77,478,280	254,208,714	2016	17,712,801	159,628,458

(注) 1. 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。
2. 「件数」は証券件数を表します。

地震保険 保険期間別統計表〈2016年度〉

保険期間	新 契 約		
	件 数	保険金額(百万円)	保険料(千円)
1年	5,618,306	48,764,376	79,661,290
2年	1,155,561	1,896,001	5,444,251
3年	181,772	1,780,593	8,313,837
4年	22,309	256,706	1,124,513
5年	2,320,664	24,780,604	159,664,822
合計	9,298,612	77,478,280	254,208,714

(注) 1. 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。
2. 「件数」は証券件数を表します。
3. 「保険期間」の「1年」には地震保険契約の中途付帯(1年未満)を含みます。

地震保険 割引種類別統計表〈2016年度〉

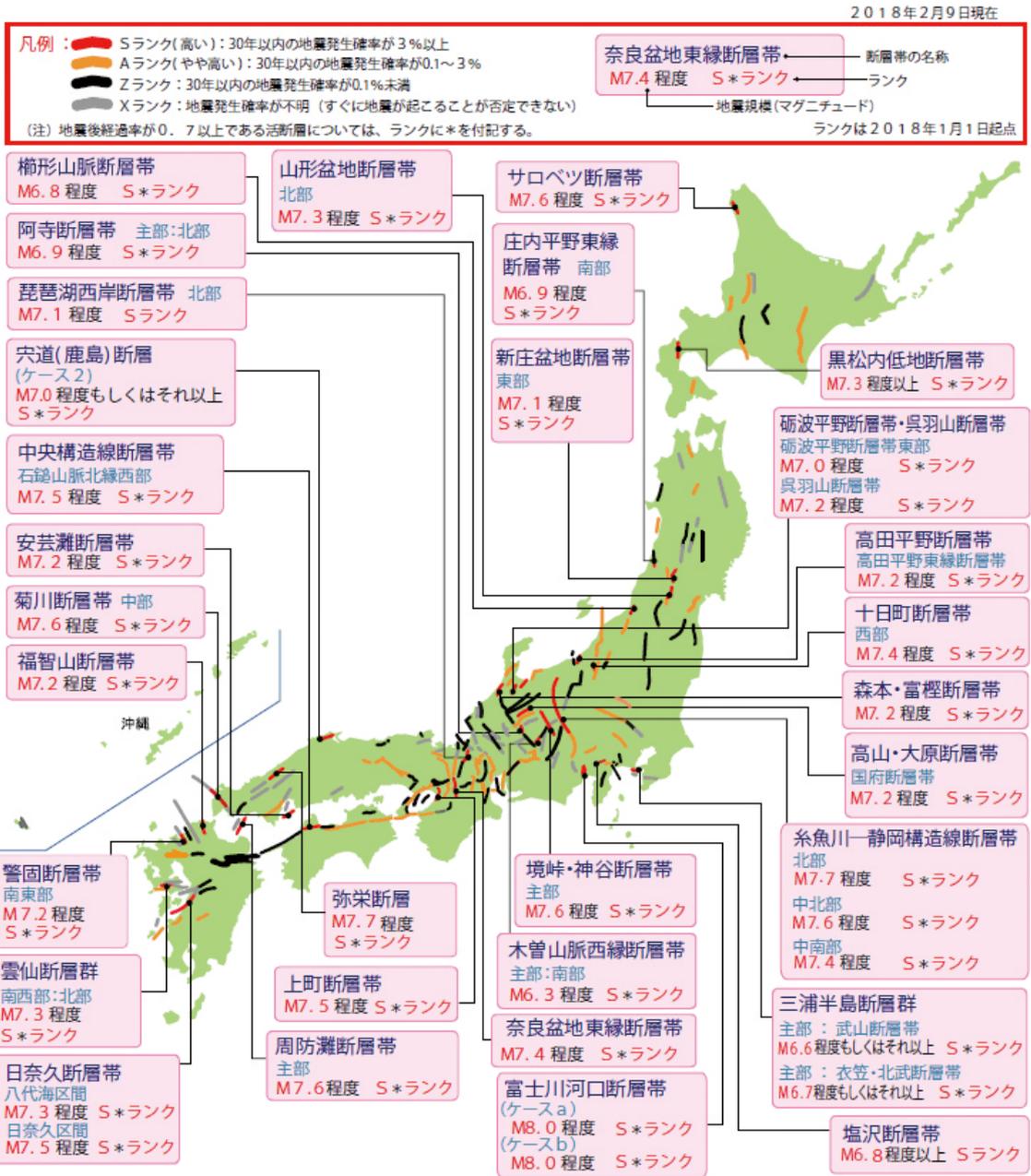
割引種類	新 契 約			保 有		
	件 数	保険金額(百万円)	保険料(千円)	件 数	保険金額(百万円)	
割引あり	免震建築物	20,692	205,024	410,573	46,563	465,975
	耐震等級3	291,020	4,267,179	9,236,915	644,254	9,283,047
	耐震等級2	56,382	683,961	1,946,803	120,661	1,463,795
	耐震等級1	94,397	715,286	2,461,910	218,773	1,635,815
	耐震診断	8,147	88,958	459,640	18,219	195,858
	建築年	5,501,104	50,289,453	166,961,636	10,626,680	105,282,075
割引なし	3,326,870	21,228,418	72,731,236	6,037,651	41,301,893	
合計	9,298,612	77,478,280	254,208,714	17,712,801	159,628,458	

(注) 1. 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。
2. 「件数」は証券件数を表します。

(損害保険料率算出機構「火災保険・地震保険の概況」2017年度版をもとに作成)

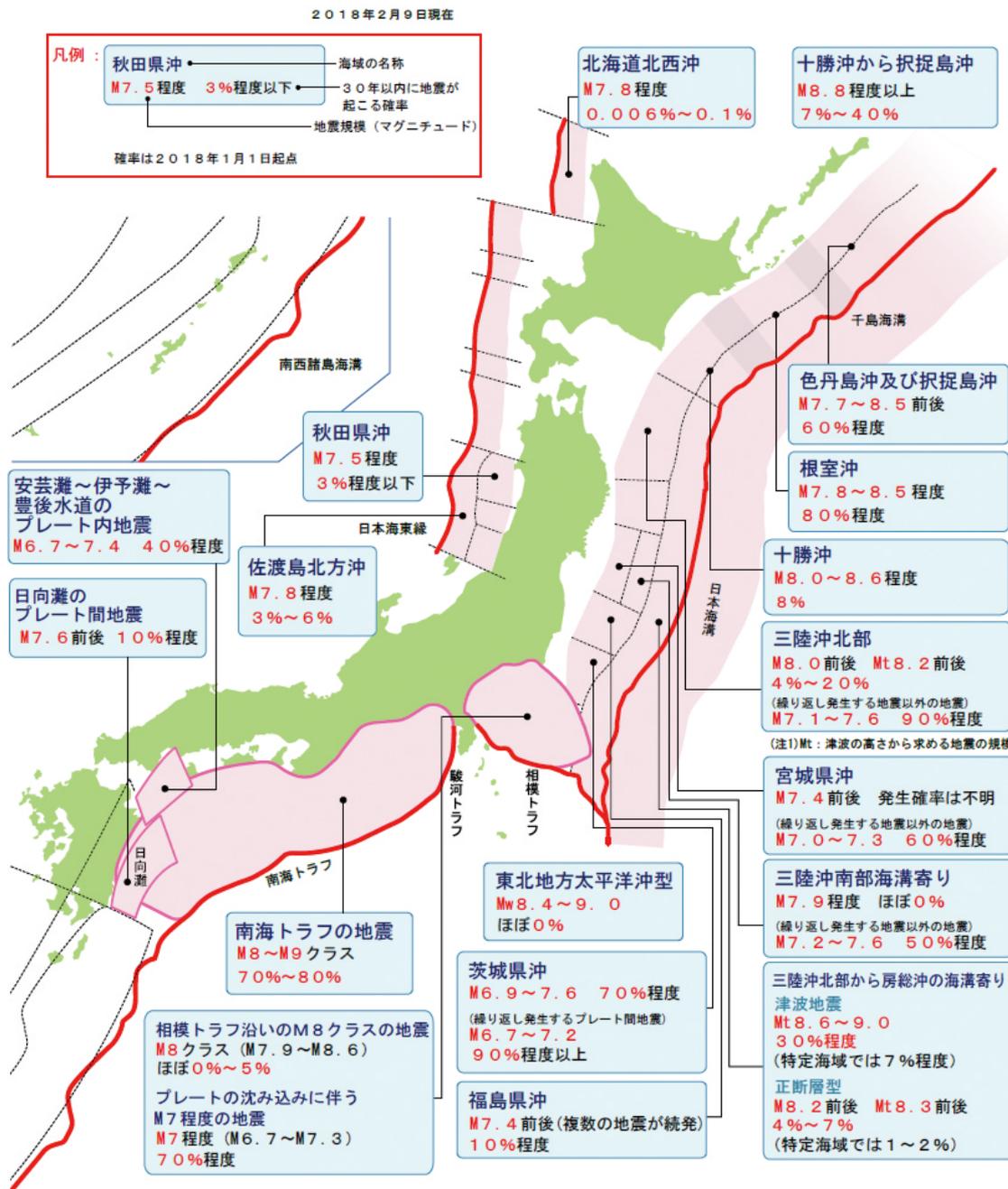
地震調査研究推進本部の「地震発生可能性の長期評価」(長期評価)が更新されました(2018年2月9日現在)。

主要活断層の評価結果



(出典: 地震調査研究推進本部ホームページ資料)

主な海溝型地震の評価結果



(出典：地震調査研究推進本部ホームページ資料)

地震保険と再保険のしくみ

地震保険は、居住の用に供する建物またはそれに収容される家財を対象とする火災保険にセットして契約することになっており、地震保険のみを単独で契約することはできません。火災保険を契約する際、地震保険を希望しない場合には、保険契約申込書の「地震保険ご確認」欄に押印が必要です。

また、現在ご契約の火災保険の契約時に地震保険を契約しなかった場合でも、保険期間の中途から地震保険を契約することもできます。なお、警戒宣言(※)が発せられた場合、契約できなくなる地域があります。

※詳しくは警戒宣言が発令されたとき(P38)、用語の解説(P78)をご覧ください。

■ 補償される損害

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害

火災保険では、①地震等による火災(及びその延焼、拡大損害)によって生じた損害②火災が地震等によって延焼、拡大したことにより生じた損害はいずれも補償の対象とはなりません。これらの損害を補償するためには地震保険が必要です。

■ 保険の対象

居住の用に供する建物または家財(生活用動産)

以下のものは対象外となります。

工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・骨とう、通貨、有価証券(小切手、株券、商品券等)、預貯金証書、印紙、切手、自動車等

なお、建物と家財のそれぞれでご契約いただく必要があります。保険の対象が建物だけの場合、建物に収容されている家財に損害が生じて、保険金は支払われません。

■ 保険期間

短期、1年または長期(2年～5年)

■ 保険金額

火災保険(※)の保険金額の30%～50%の範囲内で地震保険の保険金額を契約者に設定していただきます。ただし、建物は5,000万円(※)、家財は1,000万円が限度です。

※火災保険

普通火災保険、住宅火災保険、住宅総合保険、積立火災保険、積立火災総合保険、積立生活総合保険、店舗総合保険等

※マンション等の区分所有建物の保険金額は、各区分所有者ごとに専有部分と共有持分を合わせて、5,000万円が限度となります。

■ 保険金の支払

地震保険では、保険の対象である建物または家財の損害の程度に応じて、保険金額の一定割合が支払われます。

(表1-1) <保険始期が2017年1月1日以降の契約>

保険の対象	損害の程度	保険金支払額
建物 ・ 家財	全損	保険金額の100% 〔時価 ^(※) が限度〕
	大半損	保険金額の60% 〔時価の60%が限度〕
	小半損	保険金額の30% 〔時価の30%が限度〕
	一部損	保険金額の5% 〔時価の5%が限度〕

(表1-2) <保険始期が2016年12月31日以前の契約>

保険の対象	損害の程度	保険金支払額
建物 ・ 家財	全損	保険金額の100% 〔時価 ^(※) が限度〕
	半損	保険金額の50% 〔時価の50%が限度〕
	一部損	保険金額の5% 〔時価の5%が限度〕

(注) 損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金は支払われません。

保険金をお支払いできない主な場合

- ・ 故意もしくは重大な過失または法令違反による事故
- ・ 地震等の際の紛失・盗難の場合
- ・ 戦争、内乱などによる損害
- ・ 地震等が発生した翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- ・ 門、塀、または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害

損害の認定基準

損害の程度別の主な認定基準は以下のとおりです。

(表2-1) <保険始期が2017年1月1日以降の契約>

損害の程度	建 物		家 財
	主要構造部 ^(注) の損害額	焼失、流出した床面積 (一部損は床上浸水等)	家財の損害額
全 損	建物の時価の 50%以上	建物の延床面積の 70%以上	家財の時価の 80%以上
大半損	建物の時価の 40%以上50%未満	建物の延床面積の 50%以上70%未満	家財の時価の 60%以上80%未満
小半損	建物の時価の 20%以上40%未満	建物の延床面積の 20%以上50%未満	家財の時価の 30%以上60%未満
一部損	建物の時価の 3%以上20%未満	建物が床上浸水または地盤面から 45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、当該建物が全損、大半損、 小半損または一部損に至らない場合	家財の時価の 10%以上30%未満

(表2-2) <保険始期が2016年12月31日以前の契約>

損害の程度	建 物		家 財
	主要構造部 ^(注) の損害額	焼失、流失した床面積 (一部損は床上浸水等)	家財の損害額
全 損	建物の時価の 50%以上	建物の延床面積の 70%以上	家財の時価の 80%以上
半 損	建物の時価の 20%以上50%未満	建物の延床面積の 20%以上70%未満	家財の時価の 30%以上80%未満
一部損	建物の時価の 3%以上20%未満	建物が床上浸水または地盤面から 45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、当該建物が全損、半損 または一部損に至らない場合	家財の時価の 10%以上30%未満

(注) 詳しくは用語の解説(P78)をご覧ください。

※時価

新築価額から、使用年数に相当する減価額を控除した価額をいいます。

津波による損害、地盤液状化による損害の場合の損害の程度別の主な認定基準は以下のとおりです。

(表3-1) <保険始期が2017年1月1日以降の契約>

損害の程度	津波による損害		「地震等」を原因とする地盤液状化による損害	
			傾斜	最大沈下量
全 損	下記以外	180cm以上の床上浸水を被った場合または地盤面から225cm以上の浸水を被った場合	1.7/100 (約1°) を超える場合	30cmを超える場合
	平屋建て	100cm以上の床上浸水を被った場合または地盤面から145cm以上の浸水を被った場合		
大半損	下記以外	115cm以上180cm未満の床上浸水を被った場合または地盤面より160cm以上225cm未満の浸水を被った場合	1.4/100 (約0.8°) を超え、1.7/100 (約1°) 以下の場合	20cmを超え、30cm以下の場合
	平屋建て	75cm以上100cm未満の床上浸水を被った場合または地盤面より80cm以上145cm未満の浸水を被った場合		
小半損	下記以外	115cm未満の床上浸水を被った場合または地盤面より45cmを超え160cm未満の浸水を被った場合	0.9/100 (約0.5°) を超え、1.4/100 (約0.8°) 以下の場合	15cmを超え、20cm以下の場合
	平屋建て	75cm未満の床上浸水を被った場合または地盤面より45cmを超え80cm未満の浸水を被った場合		
一部損	基礎の高さ以上の浸水を被った場合で全損、大半損または小半損に至らないとき		0.4/100 (約0.2°) を超え、0.9/100 (約0.5°) 以下の場合	10cmを超え、15cm以下の場合

(表3-2) <保険始期が2016年12月31日以前の契約>

損害の程度	津波による損害		「地震等」を原因とする地盤液状化による損害	
			傾斜	最大沈下量
全 損	下記以外	180cm以上の床上浸水を被った場合または地盤面から225cm以上の浸水を被った場合	1.7/100 (約1°) を超える場合	30cmを超える場合
	平屋建て	100cm以上の床上浸水を被った場合または地盤面から145cm以上の浸水を被った場合		
半 損	下記以外	180cm未満の床上浸水を被った場合または地盤面より45cmを超え225cm未満の浸水を被った場合	0.9/100 (約0.5°) を超え、1.7/100 (約1°) 以下の場合	15cmを超え、30cm以下の場合
	平屋建て	100cm未満の床上浸水を被った場合または地盤面より45cmを超え145cm未満の浸水を被った場合		
一部損	基礎の高さ以上の浸水を被った場合で全損または半損に至らないとき		0.4/100 (約0.2°) を超え、0.9/100 (約0.5°) 以下の場合	10cmを超え、15cm以下の場合

(注) 1. (表3-1) (表3-2) の内容は木造建物 (在来軸組工法、枠組壁工法)、共同住宅を除く鉄骨造建物 (鉄骨系プレハブ造建物等の戸建て住宅) について適用します。家財には適用しません。
 2. (表2-1) と (表3-1) または (表2-2) と (表3-2) の内容を併せて認定することは出来ません。

■ 保険金総支払限度額

1回の地震等につき支払われる保険金の総支払限度額（※）は、2016年4月1日に改定され、11兆3,000億円となっています。

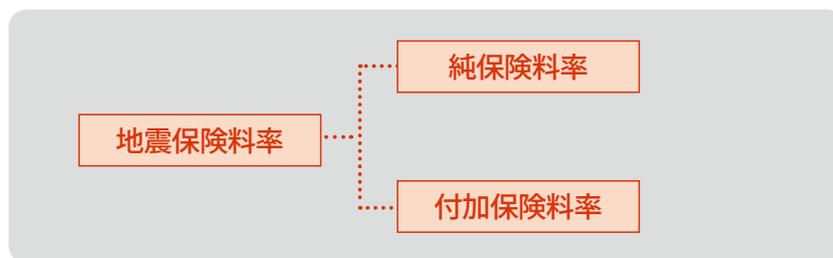
支払うべき保険金の総額が総支払限度額を超過する場合、法律によって各契約ごとの保険金を削減することができます。

※総支払限度額

「地震保険に関する法律」に基づき、1回の地震等により政府及び民間保険会社が支払う保険金の総支払限度額が定められています。詳しくは保険責任の負担と再保険の流れ（P39）、用語の解説（P79）をご覧ください。

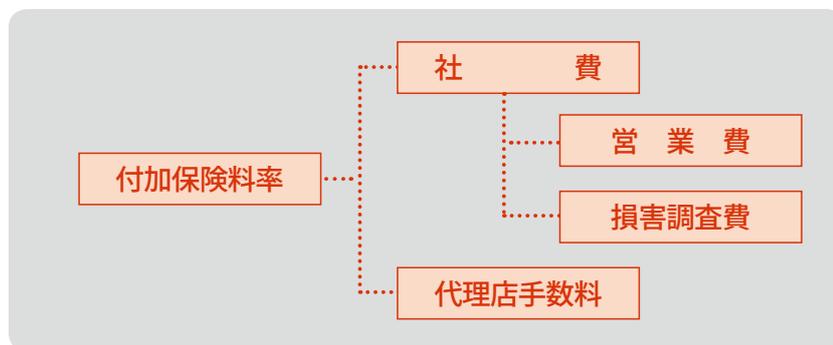
■ 保険料率

地震保険料率は「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき、損害保険料率算出機構が算出しており、将来の保険金の支払いに充てられる部分である「純保険料率」と保険会社の経費等に充てられる部分である「付加保険料率」から構成されています。



「純保険料率」は、政府の機関である地震調査研究推進本部（※）が「確率的地震動予測地図」を作成する際に使われた、今後被害をもたらす可能性があるとして想定した全ての地震を対象に、仮に現在の状況下で発生した場合に、地震保険で支払われる保険金がどのくらいになるかを個々の地震の被害予測シミュレーションにより予測し、これから1年間あたりの予想支払保険金を求めることで算出しています。

「付加保険料率」は、社費と代理店手数料から構成されており、社費は営業費と損害調査費から構成されています。地震保険は公共性が高く、政府が再保険を引き受けていることから、利潤が織り込まれておらず、また、火災保険に付帯して加入する方式により、営業費を可能な限り低くしています。



実際に適用される保険料率は、保険の対象である建物及び家財を収容する建物の構造別、所在地別に定めている基本料率に、耐震性能に応じた割引率を乗じることにより計算します。

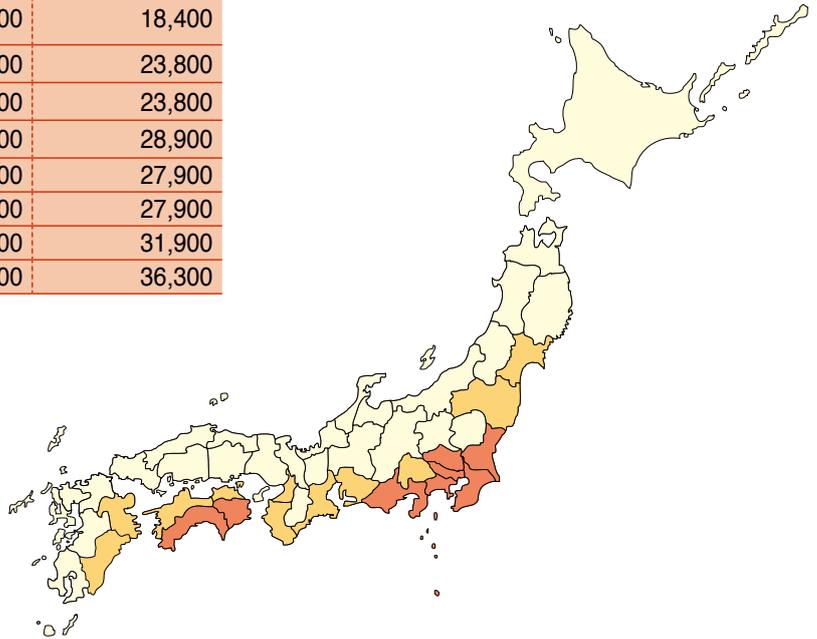
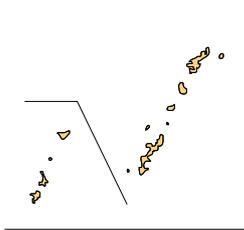
※地震調査研究推進本部

阪神・淡路大震災を契機に、地震調査研究の推進体制の整備等を目的として、地震防災対策特別措置法が制定され、同法に基づき1995年7月に設置されました。

基本料率(建物、家財とも)▶保険料の一例

保険金額1,000万円あたり、保険期間1年(単位:円)

等地	都道府県	イ構造※	ロ構造※
1	岩手県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、福井県、長野県、滋賀県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県	6,800	11,400
	北海道、青森県、新潟県、岐阜県、京都府、兵庫県、奈良県	8,100	15,300
2	福島県	7,400	14,900
	宮城県、山梨県、香川県、大分県、宮崎県、沖縄県	9,500	18,400
	愛媛県	12,000	23,800
	大阪府	13,200	23,800
	愛知県、三重県、和歌山県	17,100	28,900
3	茨城県	13,500	27,900
	埼玉県	15,600	27,900
	徳島県、高知県	13,500	31,900
	千葉県、東京都、神奈川県、静岡県	22,500	36,300



※ 地震保険の建物の構造区分は、イ構造とロ構造の2つに区分されます。これはセットで契約する火災保険の構造区分により区分されます。

イ構造→火災保険の構造区分がM・T構造、A・B構造または特・1・2級構造の場合(主として鉄骨・コンクリート造の建物)

ロ構造→火災保険の構造区分がH構造、C・D構造または3・4級構造の場合(主として木造の建物)、木造の建物であっても、建築基準法に定める耐火建築物・準耐火建築物、省令準耐火建築物に該当するものは、イ構造になります。

割引率

以下の(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)の場合に、**基本料率が割引かれます**。ただし、重複適用はできません。なお、割引の適用を行うためには、所定の確認資料が必要となります。

(イ) 免震建築物割引

法律にもとづき定められた**免震建築物**(※)である建物またはその建物に収容された家財

割引率	50%
-----	-----

※免震建築物

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項により免震建築物であると評価された建築物を指します。

(ロ) 耐震等級割引

法律に基づき定められた**耐震等級**(※)に該当する建物またはその建物に収容された家財

割引率	耐震等級3	50%
	耐震等級2	30%
	耐震等級1	10%

※耐震等級

住宅の耐震等級とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項の一つである耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊防止）の評価指針」において住宅の耐震性能を評価した指標のことをいい、次のとおり定められています。

耐震等級3	極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.5倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度
耐震等級2	極めて稀に発生する地震による力の1.25倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度
耐震等級1	極めて稀に発生する地震による力に対して倒壊・崩壊しない程度

(ハ) 耐震診断割引

耐震診断または耐震改修の結果、法律の規定と同等の**耐震性能を有すること**(※)が確認できた建物またはその建物に収容された家財

割引率	10%
-----	-----

※耐震性能を有すること

建築基準法に定める現行耐震基準に適合することを指します。

(二) 建築年割引

1981年6月以降に**新築**された建物またはその建物に収容された家財

割引率	10%
-----	-----

長期契約の料率

長期契約（2年～5年、長期保険保険料払込特約条項を付した契約）の保険料率は、基本料率と割引率から算出された料率に以下の長期係数を乗じたものとなります。

期間	2年	3年	4年	5年
係数	1.90	2.75	3.60	4.45

保険料計算例

所在地：兵庫県
 建物構造：口構造（木造）
 建築年月：2000年1月の建物の場合
 主契約となる火災保険の保険金額：建物2,000万円、家財1,000万円
 保険期間：1年

- 地震保険の保険金額を決定：ここでは付保割合(※)を50%とします。
 建物の保険金額の計算：火災保険の保険金額×50%=1,000万円
 家財の保険金額の計算：火災保険の保険金額×50%=500万円
- 保険料率を確認：兵庫県の口構造の基本料率→1.53（保険金額1,000円あたりの保険料）
- 割引率の確認：1981年6月以降新築→建築年割引を適用し、割引率は10%

●建物 地震保険料の計算：
$$10,000 \text{千円} \times \underbrace{1.53 \times (100\% - 10\%)}_{1.38} = 13,800 \text{円}$$

●家財 地震保険料の計算：
$$5,000 \text{千円} \times \underbrace{1.53 \times (100\% - 10\%)}_{1.38} = 6,900 \text{円}$$

※付保割合

火災保険金額に対する地震保険金額の割合を指します。地震保険では30～50%の範囲内で設定することとなっています。

地震保険料控除制度

2007年1月に地震保険料控除制度が創設されました。地震保険の払込保険料に応じて、一定の額（所得税は最高5万円、個人住民税は最高2万5千円）がその年のご契約者（保険料負担者）の課税所得から差し引かれ、税負担が軽減されます。

※経過措置として以下の要件を満たす一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料については、地震保険料控除の対象とすることができます。

- (1) 2006年12月31日までに締結した契約（保険期間又は共済期間の始期が2007年1月1日以後のものは除く）
- (2) 満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約
- (3) 2007年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの

ただし、ある一つの損害保険契約等又はある一つの長期損害保険契約等が、地震保険契約と一定の長期損害保険契約のいずれにも該当する場合には、納税者の選択によりいずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

参考 警戒宣言が発令されたとき

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、同法で指定する東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険（新規・増額）はお引き受けできません（前年同条件での更改契約を除く）。

東海地震に係る地震防災対策強化地域（2012年4月1日現在）



再保険のしくみ

■ 国(政府)の関与

地震リスクが持つ特性により、民間の損害保険会社のみで地震保険制度を運営することは困難であることから、政府が再保険を通じて関与することで、国民に対し低廉な保険料で安定的に地震保険を提供することが可能となっています。



政府の関与が必要不可欠

- ✓ 政府の関与により、民間の企業ベースを超える超長期の収支均衡による制度設計が可能に
- ✓ 地震保険料には民間の損害保険会社の利潤が織り込まれておらず（ノーロス・ノープロフィット原則）低廉な保険料を実現

政府再保険を通じて、地震保険を安定的に提供

■ 保険責任の負担と再保険の流れ

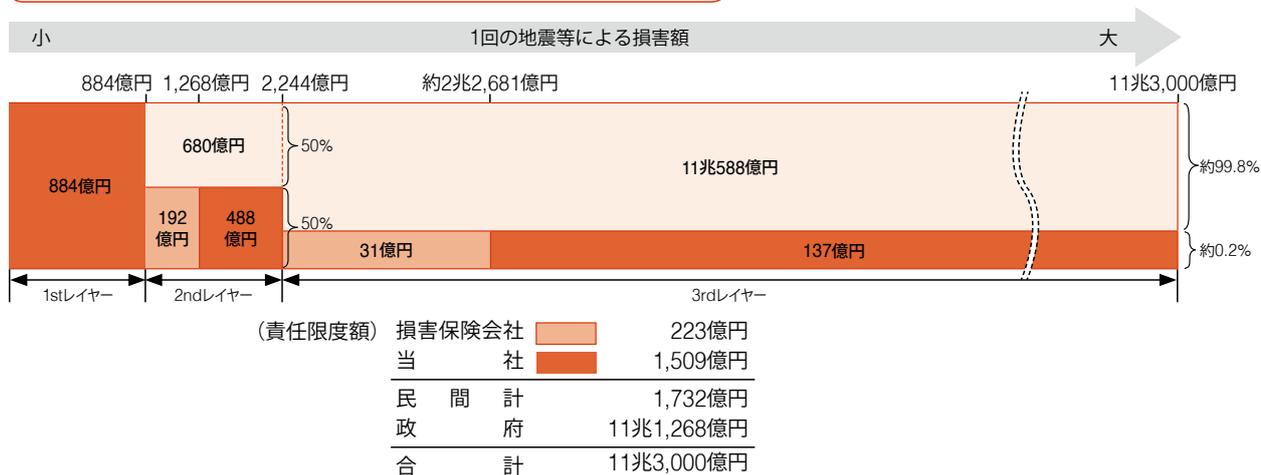
被災されたご契約者に支払われる保険金は、最終的に政府、損害保険会社及び当社が、1回の地震等毎にそれぞれ決められた限度額の範囲内で負担します。

この保険金を分担するしくみとして、わが国の地震保険制度では再保険方式が採用されており、当社は、官民間の再保険取引に関する業務を一元的に処理することで「官と民の架け橋」とも言うべき機能を果たしています。

◎保険責任の負担

1回の地震等により支払われる保険金の総額にはあらかじめ限度額が設けられています。これを総支払限度額といい、関東大震災規模の地震が再来した場合であっても保険金の支払いに支障が生じないように設定されています。現在の総支払限度額は11兆3,000億円となっています。この総支払限度額の枠内での、政府、損害保険会社及び当社それぞれの責任負担の方法と限度額の取り決めを図示したものが「再保険スキーム」です。

再保険スキーム（2017年4月1日以降発生した地震等に適用）



1回の地震等により支払われる保険金の額が884億円に達するまで(1stレイヤー)は民間(当社)が負担します。884億円を超え2,244億円に達するまで(2ndレイヤー)は政府・民間が50%ずつ負担します。2,244億円を超える部分(3rdレイヤー)については政府がその大半(約99.8%)を負担します。2ndレイヤーと3rdレイヤーの民間部分は前段を損害保険会社、後段を当社に分けています。

損害保険会社が地震リスクを取り扱うことにより、他の保険種目(自動車保険、火災保険等)の契約者へ影響を及ぼさないよう、損害保険会社の責任負担額には1事業年度通算での限度額が設定されています。

このように1回の地震等による支払が一定の額を超える場合に、その超過部分の責任を負担する方式を超過損害額再保険方式といいます。

大規模地震が発生した場合の責任負担の具体例

1回の地震等により2兆円の保険金が支払われた場合、民間の損害保険会社(当社を含みます。)及び政府それぞれの負担額は以下のとおりとなります。

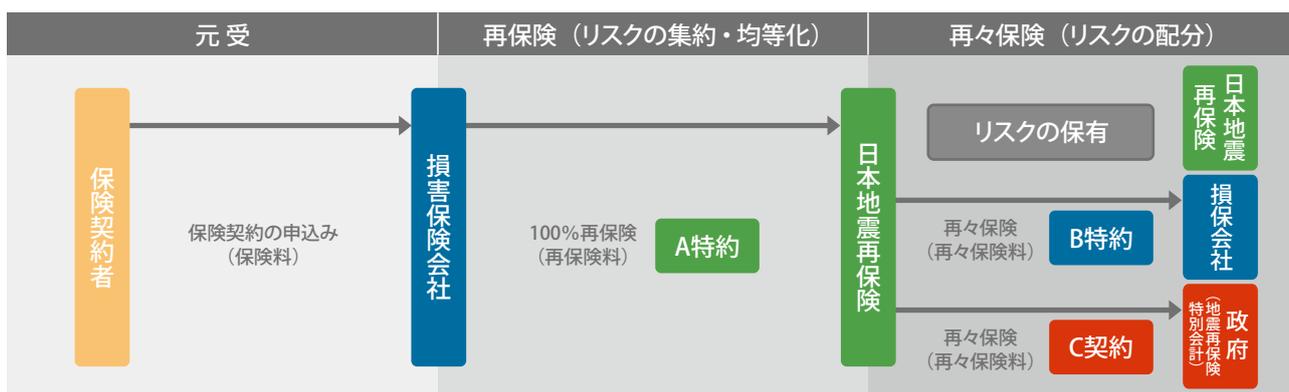
(単位：億円)

支払保険金 負担者	884億円を超え 2,244億円までの部分			負担額の合計
	884億円までの部分	884億円を超え 2,244億円までの部分	2,244億円を超え 2兆円までの部分	
民間損害保険会社	884	680	約27	約1,591
政 府	—	680	約17,729	約18,409
合 計	884	1,360	17,756	20,000

◎再保険の流れ

政府、損害保険会社及び当社が、それぞれ保険責任を公平に負担するためには、損害保険会社が引き受けたリスクをいったん集約し、均等化したうえでそれぞれに配分する必要があります。また、保険責任を負担する対価としてそれぞれ保険料(再・再々保険料)を受け取る必要があります。このリスクの集約、均等化、配分及び保険料(再・再々保険料)の授受を行うために、当社を中核にして再保険取引を行っています。

損害保険会社が引き受けた地震保険の契約は、いったんすべて当社に出再(再保険)され、リスクを均等化します。その後、当社が保有するリスクを除き、政府及び損害保険会社に対し、それぞれが負担するリスクの度合いに応じて、再度出再(再々保険)しています。



A特約：地震保険再保険特約(A) 損害保険会社 ⇄ 当社

損害保険会社は、「地震保険に関する法律」に基づいて引き受けた地震保険契約の保険責任の全額を漏れなく当社に再保険し、当社は異議なくこれを引き受けることが定められています。したがって、損害保険会社は引き受けた地震保険契約を選択して再保険することはできず、また、当社は「地震保険に関する法律」に基づく契約であれば、損害保険会社が引き受けた保険責任の再保険を拒否することはできません。

B特約：地震保険再保険特約(B) 当社 ⇄ 損害保険会社

A特約によって引き受けた保険責任のうちの一部を、損害保険会社に再々保険することが定められています。各損害保険会社の引受割合は、地震保険の危険準備金残高等に応じて決められています。

C契約：地震保険超過損害額再保険契約 当社 ⇄ 政府

当社は、「地震保険に関する法律」に基づいて政府と地震保険超過損害額再保険契約を締結しています。A特約によって引き受けた保険責任のうちの一部を「地震保険に関する法律」等にしたがい政府に再々保険しています。なお、政府の再保険責任の限度額は、毎年度、国会の議決を経て決められています。

◎再保険割合

前項の「再保険の流れ」のとおり、いったん当社に全額出再された保険料は、政府及び損害保険会社に、それぞれが負担するリスクの度合いに応じて再々保険されますが、その際の配分の基準となる割合を再保険割合といいます。

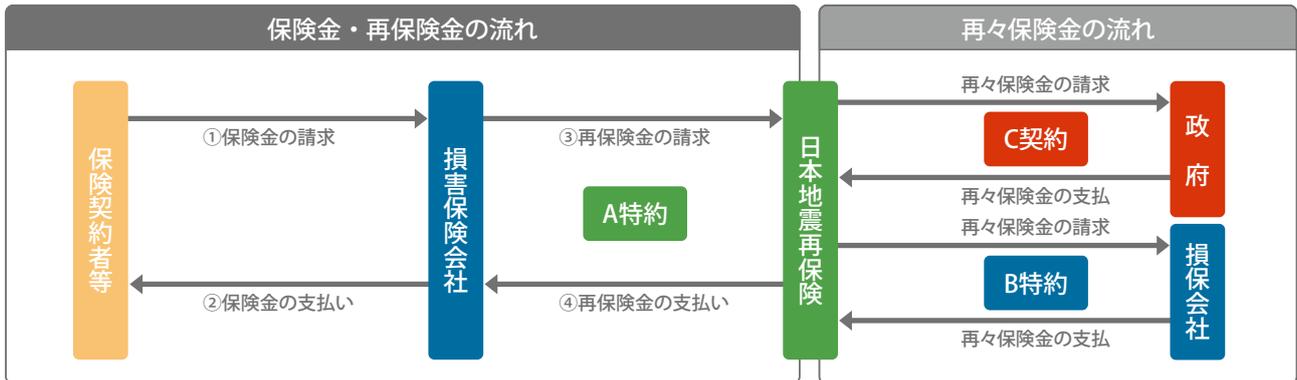
再保険割合は、現在の契約状況をもとに、今後発生しうるすべての地震(文部科学省地震調査研究推進本部が公表している「確率論的地震動予測地図」の作成に用いられた震源モデル)による損害シミュレーションを行い、震源モデル毎の予想支払保険金、政府・損害保険会社・当社の予想負担額、当該震源モデルの発生頻度等を加味して計算されます。

現在の再保険スキーム(2017年4月1日以降に発生した地震に適用)における2018年度の再保険割合(当初の理論値)は以下のとおりです。

	当社	損害保険会社	政府
再保険割合	約20%	約2%	約78%

◎再保険金の流れ

地震等により損害が生じた場合、まず損害保険会社がお契約者等に保険金をお支払いします。その後、当社は損害保険会社からその支払った保険金の全額の請求を受け、A特約の再保険金として支払います。当社は、A再保険金の累計が1stレイヤー（現行スキームでは884億円）を超えた場合に、再保険スキームにしたがい政府及び損害保険会社に再々保険金の請求を行います。



巨大地震等の発生時には、お契約者と直接保険契約を結んでいる損害保険会社は一時に多額の資金を準備しなくてはなりません。そのため、損害保険会社がお契約者に実際に保険金を支払う前に、発生した地震による損害額の大まかな見込みのもとで保険金支払いに必要となる資金を事前に供給することができる**概算払制度**が設けられています。

■ 保険料の積立

わが国は世界有数の地震国ですが、それでも地震災害は他の保険事故に比べると発生頻度が極めて低く、またいったん発生した場合に巨額の損害をもたらすこともある地震について、それがいつ発生するかを予測することは困難です。そのため、**地震保険料は経費部分を除いたすべての額を将来の大規模な地震災害に備えて準備金として積み立てることが地震保険に関する法律により義務付けられています。**さらに、積み立てられた準備金から生じる運用益も全て準備金として積み立てています。

損害保険会社及び当社は地震保険危険準備金として、政府は地震再保険特別会計において政府責任準備金としてそれぞれ積み立てており、2017年度末の残高は右表のとおりとなっています。

当 社	3,039億円
損害保険会社	477億円
政 府	1兆5,201億円
合 計	1兆8,718億円

(注) 1. 損害保険会社の危険準備金には、税効果会計による繰延税金資産相当額が含まれています。
2. 政府責任準備金については、2017年度決算が国会で承認された時点で確定値となります。

なお、当社は、損害保険会社の再保険料の管理を各社から受託し、当社分と合わせ民間の積立金を一括して管理・運用しています。

(これまで積み立てた準備金の残高を超えて保険金をお支払いする必要がある場合)

政府（地震再保険特別会計）は再保険金の支払いのために借入れをすることができ、円滑に再保険金を支払うことが可能となっています。また、民間の損害保険会社についても、保険金の支払いのために特に必要があるときは、政府が資金のあっせん又は融通に努めることとなっており（地震保険に関する法律第8条）、**巨大地震にも対応できるしくみ**となっています。

2017年度 再保険金の支払状況

2017年度の再保険金支払額は、平成28年熊本地震の再保険金を中心に、16,385件（保険証券の件数ベース）、147億円となりました。主な地震等の支払状況は以下のとおりです。

地震名等	発 生 日	マグニ チュード	再 保 険 金	
			証券件数 (件)	支払額 (百万円)
1. 平成28年熊本地震	2016年 4月 14日	7.3	6,249	7,061
2. 平成23年東北地方太平洋沖地震	2011年 3月 11日	9.0	5,219	4,662
3. 鳥取県中部を震源とする地震	2016年 10月 21日	6.6	990	594
4. 福島県沖を震源とする地震	2016年 11月 22日	7.4	696	456
5. 茨城県北部を震源とする地震	2016年 12月 28日	6.3	510	341
その他	—	—	2,721	1,670
合計	—	—	16,385	14,786

再保険金支払額上位20地震等

地震保険制度発足以来、再保険金の支払額が多かった上位20地震等は以下のとおりです。

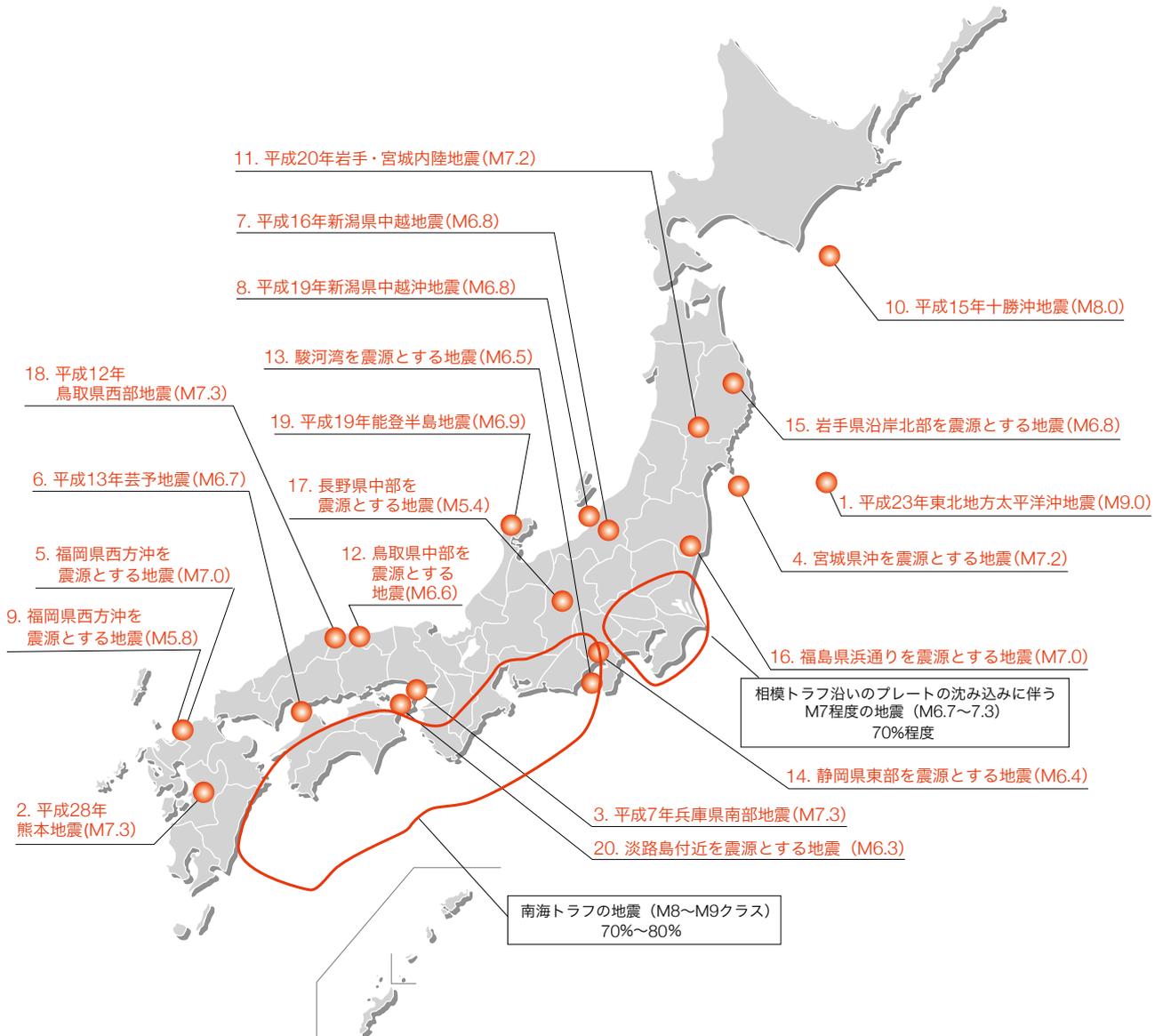
(2018年3月31日現在)

地震名等	発 生 日	マグニ チュード	再 保 険 金	
			証券件数 (件)	支払額 (百万円)
1. 平成23年東北地方太平洋沖地震	2011年 3月 11日	9.0	812,371	1,279,517
2. 平成28年熊本地震	2016年 4月 14日	7.3	206,278	382,360
3. 平成7年兵庫県南部地震	1995年 1月 17日	7.3	65,427	78,346
4. 宮城県沖を震源とする地震	2011年 4月 7日	7.2	31,008	32,393
5. 福岡県西方沖を震源とする地震	2005年 3月 20日	7.0	22,066	16,973
6. 平成13年芸予地震	2001年 3月 24日	6.7	24,453	16,942
7. 平成16年新潟県中越地震	2004年 10月 23日	6.8	12,608	14,897
8. 平成19年新潟県中越沖地震	2007年 7月 16日	6.8	7,870	8,249
9. 福岡県西方沖を震源とする地震	2005年 4月 20日	5.8	11,337	6,429
10. 平成15年十勝沖地震	2003年 9月 26日	8.0	10,553	5,990
11. 平成20年岩手・宮城内陸地震	2008年 6月 14日	7.2	8,276	5,545
12. 鳥取県中部を震源とする地震	2016年 10月 21日	6.6	6,528	5,191
13. 駿河湾を震源とする地震	2009年 8月 11日	6.5	9,529	5,178
14. 静岡県東部を震源とする地震	2011年 3月 15日	6.4	5,392	4,692
15. 岩手県沿岸北部を震源とする地震	2008年 7月 24日	6.8	7,756	3,973
16. 福島県浜通りを震源とする地震	2011年 4月 11日	7.0	2,377	3,681
17. 長野県中部を震源とする地震	2011年 6月 30日	5.4	2,982	3,332
18. 平成12年鳥取県西部地震	2000年 10月 6日	7.3	4,079	2,869
19. 平成19年能登半島地震	2007年 3月 25日	6.9	3,308	2,734
20. 淡路島付近を震源とする地震	2013年 4月 13日	6.3	2,954	2,346

(注) 1. 「平成23年東北地方太平洋沖地震」は、当時の再保険スキームにより政府は582,258百万円、民間の損害保険会社は697,258百万円を負担しました。
 2. 「平成28年熊本地震」は、当時の再保険スキームにより政府は133,530百万円、民間の損害保険会社は248,830百万円を負担しました。
 3. 「平成7年兵庫県南部地震」は、当時の再保険スキームにより政府は6,173百万円、民間の損害保険会社は72,173百万円を負担しました。

当社で過去にお支払いした再保険金の上位20地震等の震源地及びマグニチュードは、下図のと通りの分布となっております。地震名に記載の番号は、支払額の順位です。

また、参考までに、政府の地震調査研究推進本部が発表している相模トラフ沿いのプレートの沈み込みに伴うM7程度の地震及び南海トラフの地震の震源域と今後30年以内の発生確率を併記しております。



都道府県別の契約状況

都道府県	世帯数 (A) (千世帯)	証券件数 (B) (千件)	世帯加入率 (B/A) %	都道府県	世帯数 (A) (千世帯)	証券件数 (B) (千件)	世帯加入率 (B/A) %
北海道	2,761	645	23.4	滋賀県	566	155	27.5
青森県	589	119	20.3	京都府	1,202	351	29.3
岩手県	523	118	22.7	大阪府	4,223	1,332	31.5
宮城県	980	508	51.8	兵庫県	2,507	670	26.7
秋田県	426	89	21.0	奈良県	587	168	28.7
山形県	411	86	21.0	和歌山県	440	111	25.3
福島県	779	226	29.1	鳥取県	235	57	24.5
茨城県	1,221	349	28.6	島根県	288	46	16.2
栃木県	817	226	27.7	岡山県	835	190	22.7
群馬県	831	179	21.6	広島県	1,300	382	29.4
埼玉県	3,212	1,007	31.4	山口県	659	162	24.6
千葉県	2,811	939	33.4	徳島県	334	95	28.7
東京都	6,994	2,563	36.7	香川県	436	136	31.3
神奈川県	4,236	1,485	35.1	愛媛県	651	158	24.4
新潟県	890	188	21.2	高知県	352	91	26.0
富山県	414	88	21.4	福岡県	2,371	811	34.2
石川県	478	119	24.9	佐賀県	328	70	21.3
福井県	289	77	26.7	長崎県	635	97	15.4
山梨県	356	112	31.6	熊本県	770	274	35.6
長野県	861	177	20.7	大分県	533	131	24.6
岐阜県	809	280	34.6	宮崎県	521	134	25.8
静岡県	1,557	473	30.4	鹿児島県	807	208	25.9
愛知県	3,214	1,296	40.3	沖縄県	632	93	14.8
三重県	782	218	27.9	全国計	57,477	17,515	30.5

- (注) 1. 世帯数は総務省による。(2017年1月1日現在)
 2. 証券件数は損害保険料率算出機構による。(2016年12月31日現在)
 3. 付帯率は料率算出機構による。
 2016年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に対する地震保険契約が付帯されている割合。

付帯率(※)	62.1%
--------	-------

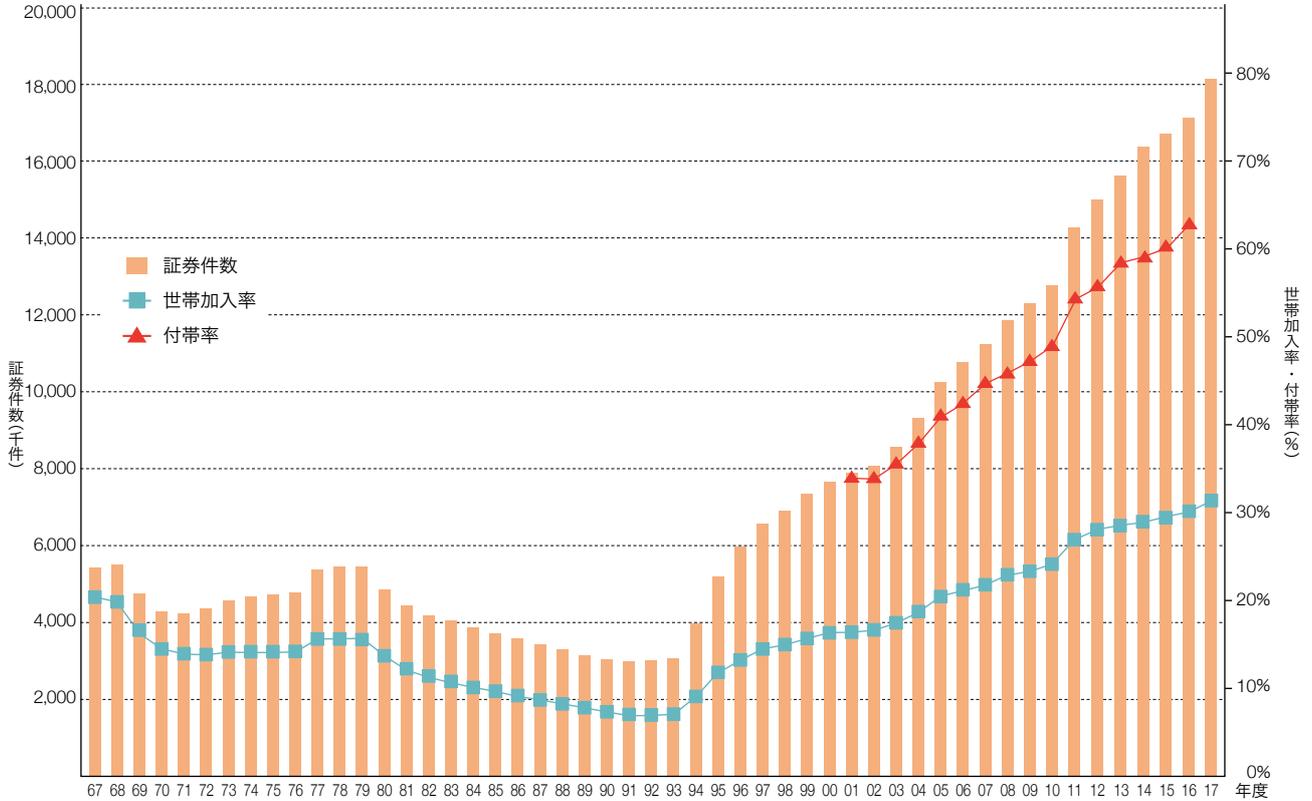
大きな地震災害が想定される地域の契約状況

地震名	世帯数 (A) (千世帯)	証券件数 (B) (千件)	世帯加入率 (B/A) %	今後30年以内に 発生する確率
関東大地震	26,115	8,812	33.7	ほぼ0%~5%
首都直下地震	18,475	6,346	34.3	70%程度
南海トラフの地震	44,228	14,171	32.0	70%~80%

- 関東大地震(1都10県) : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県
 首都直下地震(1都4県) : 茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
 南海トラフの地震(1都2府26県) : 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

- (注) 1. 世帯数は総務省による。(2017年1月1日)
 2. 証券件数は損害保険料率算出機構による(2016年12月31日現在)の速報値に基づき、当社で主な被災都府県を想定して作成。
 3. 今後30年以内に発生する確率は政府の地震調査研究推進本部の「2018年1月1日を基準日として算定した長期評価における地震発生確率」による。
 関東大震災の確率は相模トラフ沿いのM8クラスの地震、首都直下地震の確率は相模トラフ沿いのプレートの沈み込みに伴うM7程度の地震の確率としました。

契約状況の推移



	世帯数 (A) (千世帯)	証券件数 (B) (千件)	世帯加入率 (B/A) %	付帯率 (%)
2005年度	51,102	10,246	20.1	40.3
2006年度	51,713	10,775	20.8	41.7
2007年度	52,324	11,217	21.4	44.0
2008年度	52,877	11,841	22.4	45.0
2009年度	53,362	12,275	23.0	46.5
2010年度	53,783	12,747	23.7	48.1
2011年度	54,171	14,088	26.0	53.7
2012年度	55,577	15,050	27.1	56.5
2013年度	55,952	15,601	27.9	58.1
2014年度	56,412	16,234	28.8	59.3
2015年度	56,951	16,809	29.5	60.2
2016年度	57,477	17,515	30.5	62.1
2017年度	—	18,105 ^{※1}	31.5 ^{※2}	—

(注) 1. 世帯数は総務省による。2012年度までは当該年度の3月31日現在の世帯数。2013年度以降は当該年度の1月1日現在の世帯数。
 2. 証券件数は損害保険料率算出機構による。2012年度までは当該年度の3月31日現在の件数。2013年度以降は当該年度12月31日現在の件数。
 3. 付帯率は損害保険料率算出機構による。各年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に対する地震保険契約が付帯されている割合。
 4. ※1は損害保険料率算出機構による2017年12月31日現在の速報値(2018年3月15日発表) ※2は2017年1月1日現在の世帯数から算出した暫定値。

社会活動

当社の取り組み

1 救命技能認定証の取得

大地震をはじめとする各種災害発生時の負傷者救護や平時においても事故で負傷した方や急病者の応急手当に役立つため、入社時に財団法人東京救急協会「上級救命技能認定」の取得を義務づけています。

2 地域・社会貢献の取り組み

中央区の「花咲く街角ボランティア」や「クリーンデー」に参加し、本社オフィス前の花壇へ草花の植付けとその管理や地域の清掃活動を行っています。

また、社内にて収集した使用済み切手やプリペイドカード等を、中央区福祉協議会に寄贈しています。使用済み切手やプリペイドカード等は、区のボランティア活動事業の資金として役立っています。

その他に、ふれあいボランティア・地域助け合いの全国普及などを行っている（公財）さわやか福祉財団の法人会員となり同財団を支援しています。

社会貢献活動の支援制度としては、最長で1ヶ月間取得できるボランティア休暇を設けています。



3 環境マネジメントシステムの推進

当社では、「環境方針」のもと、環境マネジメントシステムの運用にて、環境保護活動を推進しています。

重点管理項目に①電気の適正利用・②紙の適正使用・③廃棄物の適正処理を特定し、環境負荷軽減を意識して業務に取り組み、各種対策を行っています。

今年度も、ペーパーレス化の推進・コピー用紙使用量の抑制・節電対策・グリーン購入の徹底等を実施し、一層の省エネルギー、省資源及び資源のリサイクルにチャレンジしてまいります。

業界の社会公共活動

当社では、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

主な取り組みは以下のとおりです。

1 交通安全対策

(1) 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険事業の運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策：高齢者の交通事故防止施策研究支援、自転車シミュレータの寄贈、飲酒運転根絶事業支援等



<自転車シミュレータ>

- ・自動車事故被害者支援：高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援等
- ・救急医療体制の整備：高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療研修補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な医療費支払のための医療研修等

(2)交通安全啓発活動

①交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点5箇所の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を毎年損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発を行っています。

②自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会やイベントを通じて自転車事故防止を呼びかけています。

③高齢者の交通事故防止活動

高齢者が運転時や歩行時に当事者となる交通事故が増加していることから、チラシを作成し、高齢者に対して安全な行動による事故防止を呼びかけています。また、映像コンテンツの公開や、反射材の着用促進など、事故防止の取り組みを推進しています。

④飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、イベント等において本マニュアルを活用し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。



2 防災・自然災害対策

(1)地域の安全意識の啓発

①小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取り組みを通じ、安全教育の促進を図っています。

②幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

子どもたちが実際に身体を動かし、声を出して遊びながら、安全・安心のための「最初の第一歩」を学ぶことができるカードゲーム「ぼうさいダック」を作成し、幼稚園・保育所等での実施を通じて、防災意識の普及に取り組んでいます。

(2)地域の防災力・消火力強化への取り組み

①軽消防自動車の寄贈

地域の消火力の強化に貢献するため、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。



②防火標語の募集と防火ポスターの制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安全・安心に貢献するため、総務省消防庁と共催で防火標語の募集を行っています。入選作品は「全国统一防火標語」として、防火ポスター（総務省消防庁後援・約20万枚作成）に使用され、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、各種の防火意識啓発・PR等に使用されます。

③ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップの活用にあたり、自然災害に対する日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、eラーニングコンテンツ「動画で学ぼう！ハザードマップ」を損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。



3 犯罪防止対策

(1)盗難防止の日(10月7日)の取組み

2003年から10月7日を「盗難防止の日」と定め、毎年、各地の街頭で損保社員、警察関係者などが自動車盗難防止啓発チラシおよびノベルティを配布し、自動車盗難防止対策の必要性を訴えています。



(2)自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間側事務局として参画し、自動車盗難防止対策に取り組んでいます。



(3)不正修理業者に関する注意喚起

住宅修理（リフォーム）に関し、「保険金が使えない」と言って勧誘する業者とのトラブル相談が多く寄せられています。

このようなトラブルに巻き込まれないよう注意を呼びかけるため、独立行政法人国民生活センターと連携してチラシを作成し、啓発活動を行っています。



(4)啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、大人と子どもと一緒に対策を考える手引きを作成し、防犯意識の高揚に取り組んでいます。

4 環境問題への取組み

(1)自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、産業廃棄物を削減し、地球温暖化の原因となっているCO₂の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。



(2) 自動車修理における部品補修の推進

リサイクル部品の活用同様に、産業廃棄物とCO₂の排出量の抑制を目的として、啓発動画やチラシによる自動車部品補修の推進に取り組んでいます。



※啓発動画は損保協会ホームページやYouTubeに公開しています。



(3) エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取組みを推進するため、ビデオクリップ (DVD) とチラシを作成し、その普及に取り組んでいます。

(4) 環境問題に関する目標の設定

地球温暖化対策として、CO₂排出量の削減と、循環型社会の形成に向けた廃棄物排出量の削減について、業界として統一目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。



5 保険金不正請求防止に向けた取組み

(1) 保険金不正請求ホットラインの運営

2013年1月から「保険金不正請求ホットライン」を開設して、損害保険の保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。

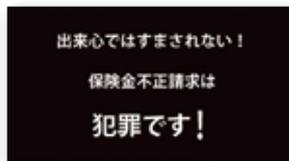
(2) 保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、会員会社や損害保険代理店等に掲出し、保険金詐欺が重罪^(※)であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。

※「刑法第246条第1項 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。第2項 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。」

(3) 保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

「これ位ならいいだろう」という出来心による保険金不正請求を防止するため、啓発動画を作成し、損保協会ホームページやYouTubeに公開しています。



地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定に寄与する役割を担っています。2016年度に火災保険を契約された方のうち、約6割の方が地震保険に加入しています。

地震保険の理解促進および加入促進は損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・ポスター等を用いた消費者向けの啓発、地震保険を販売する損保代理店の支援、リスク啓発と地震保険加入促進を連携させた取組み等を通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。



資料編

会社の概要

会社の沿革	52
会社の組織	52
株主・株式の状況	52
株主総会議案	53
役員の状況	54
従業員の状況	55

事業の概況

保険引受の状況	56
資産運用の状況	58
単体ソルベンシー・マージン比率情報	61

経理の状況

計算書類等	63
資産・負債の明細	70
損益の明細	74
時価情報等	76

用語の解説	78
-------	----

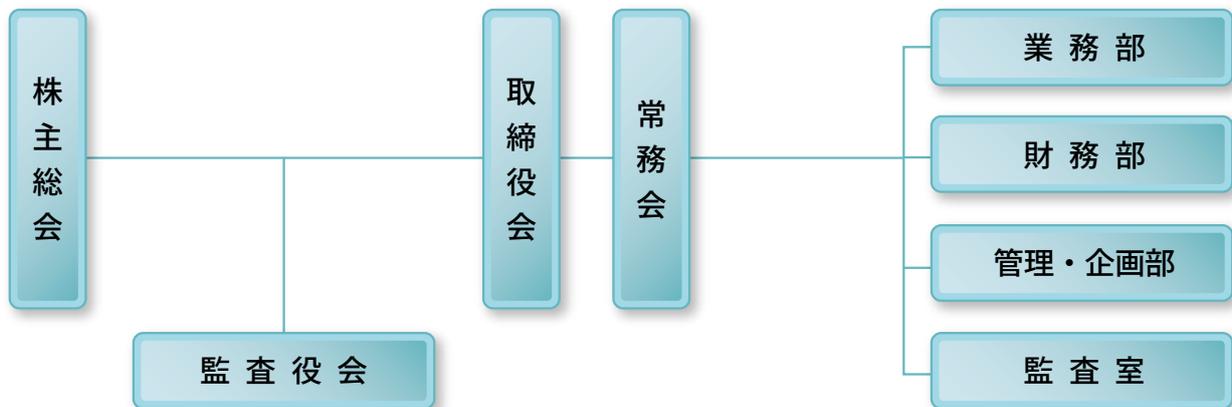
会社の概要

●会社の沿革

1966年 5月30日	国内損害保険会社20社の出資により資本金10億円で東京都千代田区に会社設立
1966年 6月 1日	地震保険事業免許を取得
1966年 6月 1日	営業開始
1996年 7月 1日	所在地を東京都中央区に移転

●会社の組織

(2018年4月1日現在)



●株主・株式の状況

(1) 基本事項

(2018年3月31日現在)

① 事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
② 定時株主総会	毎年4月1日から4カ月以内に開催
③ 公告方法	電子公告の方法により、< http://www.nihonjishin.co.jp >において掲載しております。

(2) 株式状況

① 発行する株式の内容	普通株式
② 発行可能株式総数	2,000,000株
③ 発行済株式の総数	2,000,000株
④ 総株主数	10名

(3) 株主

氏名又は名称	所有株式数	持株比率
東京海上日動火災保険株式会社	537千株	26.9%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	529千株	26.5%
三井住友海上火災保険株式会社	338千株	16.9%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	255千株	12.8%
A I G 損害保険株式会社	123千株	6.2%
トーア再保険株式会社	93千株	4.7%
日新火災海上保険株式会社	61千株	3.1%
共栄火災海上保険株式会社	34千株	1.7%
朝日火災海上保険株式会社	8千株	0.4%
セコム損害保険株式会社	7千株	0.4%

(4) 資本金の推移

(単位：億円)

年度	2015年度末	2016年度末	2017年度末
資本金	10	10	10

● 株主総会議案

第52期定時株主総会

第52期定時株主総会を、2018年6月29日(金)に損保会館理事会室において開催しました。
報告事項は以下のとおりです。

報告事項 第52期(2017年4月1日から2018年3月31日まで)事業報告、計算書類報告の件
本件は、上記の報告をいたしました。

● 役員 の 状 況

(2018年7月1日現在)

役名及び職名	氏名・生年月日	略 歴	担当業務
取締役会長 (代表取締役)	むら せ よしひこ 村瀬 吉彦 1952年12月8日生	1975年 4月 大蔵省(現財務省)入省 2001年 7月 財務省大臣官房審議官(大臣官房担当) 2003年 7月 内閣府大臣官房審議官(経済財政一運営担当) 2004年 7月 内閣府政策統括官(経済社会システム担当) 2007年 7月 国税庁東京国税局長 2008年 7月 国民生活金融公庫(非)理事 2008年10月 株式会社日本政策金融公庫代表取締役専務取締役 (国民生活事業本部長) 2014年 7月 東京海上日動火災保険株式会社顧問 2015年 6月 当社 取締役会長(現職)	
取締役社長 (代表取締役)	すぎまち まこと 杉町 真 1956年8月14日生	1980年 4月 東京海上火災保険株式会社 (現東京海上日動火災保険株式会社)入社 2010年 6月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員 (名古屋営業第三部長委嘱) 2011年 6月 同社 常務執行役員(名古屋営業第三部長委嘱) 2011年 8月 同社 常務執行役員 2014年 4月 同社 常務取締役 2015年 4月 同社 常務執行役員 2016年 4月 同社 専務執行役員 2016年 6月 当社 取締役社長(現職)	管理・企画部 監査室 コンプライアンス 委員会 リスク管理委員会 システム委員会
常務取締役 (代表取締役)	おかざき しんじ 岡崎 信二 1957年2月6日生	1980年 4月 住友海上火災保険株式会社 (現三井住友海上火災保険株式会社)入社 2011年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 東京企業第一本部総合営業第三部長 2012年 4月 同社 執行役員神奈川静岡本部長 2013年 4月 同社 常務執行役員神奈川静岡本部長 2014年 4月 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 取締役専務執行役員 2015年 4月 同社 顧問 2015年 6月 当社 常務取締役(現職)	業務部 監査室 震災対策委員会 社長補佐(人事)
常務取締役 (代表取締役)	たけもと しょういちろう 竹本 尚一朗 1955年1月20日生	1978年 4月 安田火災海上保険株式会社 (現損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 2011年10月 株式会社損害保険ジャパン執行役員リスク管理部長 (現損害保険ジャパン日本興亜株式会社) 2012年 6月 同社 取締役執行役員リスク管理部長 2013年 4月 同社 取締役執行役員 日本興亜損害保険株式会社執行役員 (現損害保険ジャパン日本興亜株式会社) NKSJホールディングス株式会社執行役員 (現SOMPOホールディングス株式会社) 2013年 6月 同社 取締役常務執行役員 日本興亜損害保険株式会社常務執行役員 NKSJホールディングス株式会社取締役執行役員 NKSJホールディングス株式会社取締役常務執行役員 2014年 4月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 2014年 9月 取締役常務執行役員 2016年 4月 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社 取締役(現SOMPOホールディングス株式会社) 2016年 6月 当社 常務取締役(現職)	財務部 社長補佐(経理)
取 締 役 (非常勤)	きたざわ としふみ 北沢 利文 1953年11月18日生	1977年 4月 東京海上火災保険株式会社 (現東京海上日動火災保険株式会社)入社 2016年 4月 東京海上日動火災保険株式会社取締役社長 (代表取締役)(現職) 2016年 6月 当社 取締役(現職)	

役名及び職名	氏名・生年月日	略 歴		担当業務
取締役 (非常勤)	にしざわ けいじ 西澤 敬二 1958年2月11日生	1980年 4月	安田火災海上保険株式会社 (現損害保険ジャパン日本興亜株式会社) 入社	
		2016年 4月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社代表取締役社長 社長執行役員(現職)	
		2016年 6月	当社 取締役(現職)	
取締役 (非常勤)	はら のりゆき 原 典之 1955年7月21日生	1978年 4月	大正海上火災保険株式会社 (現三井住友海上火災保険株式会社) 入社	
		2016年 4月	三井住友海上火災保険株式会社代表取締役社長 社長執行役員(現職)	
		2016年 6月	当社 取締役(現職)	
取締役 (非常勤)	かなすぎ やすぞう 金杉 恭三 1956年5月29日生	1979年 4月	大東京火災海上保険株式会社 (現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社) 入社	
		2016年 4月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役社長(現職)	
		2016年 6月	当社 取締役(現職)	
常勤監査役	むらた かつひこ 村田 勝彦 1952年9月1日生	1976年 4月	社団法人日本損害保険協会 (現一般社団法人日本損害保険協会) 入社	
		2007年 6月	同協会 理事総合企画部長	
		2011年 6月	同協会 常務理事総合企画部長	
		2012年 3月	一般社団法人日本損害保険協会常務理事	
		2015年 6月	当社 常勤監査役(現職)	
監査役 (非常勤)	のぐち ともあつ 野口 知充 1955年10月4日生	1995年12月	東亜火災海上再保険株式会社 (現トーア再保険株式会社) 入社	
		2012年 6月	トーア再保険株式会社 取締役社長(代表取締役)(現職)	
		2012年 6月	当社 監査役(現職)	
監査役 (非常勤)	むらしま まさと 村島 雅人 1960年3月21日生	1982年 4月	日新火災海上保険株式会社入社	
		2012年 6月	同社 取締役社長(代表取締役)	
		2013年 4月	同社 取締役社長(代表取締役) 改革推進本部長	
		2014年 6月	当社 監査役(現職)	
		2015年 4月	日新火災海上保険株式会社取締役社長 (代表取締役)(現職)	

●従業員の状況

(2018年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
28名	45.1歳	16.6年	7,520,059円

- (注) 1. 従業員数は就業人員数です。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。
3. 従業員には、使用人兼取締役、退職者、派遣社員を含んでいません。

事業の概況

●保険引受の状況(種目：地震)

(1) 正味収入保険料

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度	2016年度	2017年度
受再保険料		245,353	247,441	261,556
解約返戻金		6,708	4,342	4,316
受再正味保険料(A)		238,645	243,099	257,239
支払再保険料(B)		116,659	128,984	159,937
正味収入保険料(A-B)		121,986	114,114	97,302

- (注) 1. 解約返戻金…受再保険の解約返戻金です。
 2. 受再正味保険料…受再保険料から解約返戻金、その他返戻金を控除したものです。
 3. 正味収入保険料…受再正味保険料から支払再保険料を控除したものです。

(2) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	年度	2015年度	2016年度	2017年度
国内契約		100%	100%	100%

(3) 正味支払保険金

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度	2016年度	2017年度
受再正味保険金(A)		8,214	388,527	14,786
回収再保険金(B)		2,625	167,622	5,861
正味支払保険金(A-B)		5,589	220,905	8,924

- (注) 1. 受再正味保険金…支払保険金から保険金戻入を控除したものです。
 2. 正味支払保険金…支払保険金から回収再保険金を控除したものです。

(4) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度	2016年度	2017年度
正味損害率		5.3%	206.0%	11.4%
保険引受に係る事業費		46,606	47,409	49,481
(保険引受に係る営業費及び一般管理費)		(725)	(734)	(1,054)
(諸手数料及び集金費)		(45,880)	(46,675)	(48,426)
正味事業費率		38.2%	41.5%	50.9%
合算率		43.5%	247.5%	62.3%

- (注) 1. 正味損害率…(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
 2. 正味事業費率…(保険引受に係る営業費及び一般管理費+諸手数料及び集金費)÷正味収入保険料
 3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

(5) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

該当ありません。

(6) 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

地震保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩により相殺しているため変動はありません。

(7) 保険引受利益

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度	2016年度	2017年度
保 険 引 受 収 益		123,681	284,934	99,430
保 険 引 受 費 用		122,956	284,200	98,375
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		725	734	1,054
そ の 他 の 収 支		—	—	—
保 険 引 受 利 益		—	—	—

(注) 1. 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
2. その他の収支は、地震保険損益計算における法人税等相当額です。

(8) 出再を行った再保険者の数と出再保険料上位5社の割合

区分	年度	2015年度	2016年度	2017年度
出 再 先 保 険 会 社 の 数		10社	11社	9社
出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合		91.5%	89.8%	90.4%

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象にしています。

(9) 出再保険料の格付け毎の割合

該当ありません。

(10) 契約者配当金

該当ありません。

(11) 期首時点の支払備金（見積額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

地震保険を対象としておりません。

(12) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移

地震保険を対象としておりません。

●資産運用の状況

(1) 資産運用方針

当社は、国内唯一の地震再保険専門会社であり、その再保険金支払債務については、発生時期やその規模を予測することはできず、全運用資産の処分もありえることから、流動性・安全性の確保を最優先としています。資産運用においては、支払原資の確保と危険準備金の拡充を通して再保険金支払い能力を維持・強化することに努めています。

(2) 運用資産

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
			構成比 %		構成比 %		構成比 %
預貯金		189,215	26.7	260,534	51.0	333,194	60.7
コールローン		4,668	0.7	1,040	0.2	90	0.0
買入金銭債権		94,596	13.3	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		401,751	56.6	234,580	45.9	200,239	36.5
建物		27	0.0	25	0.0	24	0.0
運用資産計		690,258	97.3	496,181	97.0	533,548	97.1
総資産		709,408	100.0	511,297	100.0	549,220	100.0

(3) 利息及び配当金収入と運用資産利回り（インカム利回り）

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度		2016年度		2017年度	
			利回り %		利回り %		利回り %
預貯金		34	0.06	7	0.00	5	0.00
コールローン		8	0.02	0	0.00	0	0.00
買入金銭債権		144	0.08	3	0.02	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		2,280	0.62	1,283	0.44	1,176	0.55
建物		—	—	—	—	—	—
合計		2,468	0.38	1,294	0.24	1,181	0.23

(注) 運用資産利回り（インカム利回り）…資産運用に係る成果を、インカム収入（利息及び配当金収入）の観点から示す指標。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回り。

- ・分子＝利息及び配当金収入（金銭の信託運用益（損）中の利息及び配当金収入に相当する額を含む。）
- ・分母＝取得原価又は償却原価による平均残高

(4) 資産運用利回り(実現利回り)

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度			2016年度			2017年度		
		分子の額 (実現ベース)	分母の額 (取得原価ベース)	利回り %	分子の額 (実現ベース)	分母の額 (取得原価ベース)	利回り %	分子の額 (実現ベース)	分母の額 (取得原価ベース)	利回り %
預貯金		34	60,181	0.06	7	233,671	0.00	5	300,366	0.00
コールローン		8	38,187	0.02	0	1,471	0.00	0	388	0.00
買入金銭債権		144	184,504	0.08	3	20,157	0.02	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-	-	-	-	-	-
有価証券		2,475	368,634	0.67	1,419	294,061	0.48	1,216	215,283	0.57
公社債		818	250,382	0.33	662	251,126	0.26	556	179,425	0.31
株式		-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国証券		1,657	118,251	1.40	757	42,934	1.76	659	35,857	1.84
その他の証券		-	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付金		-	-	-	-	-	-	-	-	-
建物		-	28	-	-	27	-	-	25	-
金融派生商品		3,954	-	-	3,329	-	-	929	-	-
その他		△4,494	-	-	△3,791	-	-	△1,404	-	-
合計		2,124	651,536	0.33	968	549,390	0.18	747	516,064	0.14

(注) 1. 資産運用利回り(実現利回り)…資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。

・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用

・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

2. 金融派生商品は主に為替予約、その他は主に外貨建債の為替に係る損益です。当社では外貨建債に係る為替変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引等を行っています。

(5) (参考) 時価総合利回り

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度			2016年度			2017年度		
		分子の額 (時価ベース)	分母の額 (時価ベース)	利回り %	分子の額 (時価ベース)	分母の額 (時価ベース)	利回り %	分子の額 (時価ベース)	分母の額 (時価ベース)	利回り %
預貯金		34	60,181	0.06	7	233,671	0.00	5	300,366	0.00
コールローン		8	38,187	0.02	0	1,471	0.00	0	388	0.00
買入金銭債権		144	184,504	0.08	3	20,157	0.02	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-	-	-	-	-	-
有価証券		2,800	372,030	0.75	212	297,783	0.07	△71	217,797	△0.03
公社債		2,014	252,572	0.80	△227	254,512	△0.09	△63	181,922	△0.04
株式		-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国証券		786	119,458	0.66	439	43,270	1.01	△7	35,874	△0.02
その他の証券		-	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付金		-	-	-	-	-	-	-	-	-
建物		-	28	-	-	27	-	-	25	-
金融派生商品		3,954	-	-	3,329	-	-	929	-	-
その他		△4,494	-	-	△3,791	-	-	△1,404	-	-
合計		2,449	654,932	0.37	△239	553,111	△0.04	△540	518,578	△0.10

(注) 1. 時価総合利回り…時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額※-前期末評価差額※)+繰延ヘッジ損益増減

・分母=取得原価又は償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額※+売買目的有価証券に係る前期末評価損益

※税効果控除前の金額による。

2. 金融派生商品は主に為替予約、その他は主に外貨建債の為替に係る損益です。当社では外貨建債に係る為替変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引等を行っています。

(6) 海外投融資

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
			構成比 %		構成比 %		構成比 %
外貨建							
外国公社債		76,404	69.8	14,910	56.4	24,361	70.0
円貨建							
外国公社債		33,118	30.2	11,525	43.6	10,460	30.0
合 計		109,523	100.0	26,435	100.0	34,822	100.0
海外投融資利回り							
	運用資産利回り(インカム利回り)	1.39%		1.45%		1.88%	
	資産運用利回り(実現利回り)	1.40%		1.76%		1.84%	
	(参考)時価総合利回り	0.66%		1.01%		△0.02%	

(注) 「海外投融資利回り」は、海外投融資に係る資産について、「(3) 利息及び配当金収入と運用資産利回り(インカム利回り)」、「(4) 資産運用利回り(実現利回り)」、「(5) (参考)時価総合利回り」と同様の方法により算出したものです。

●単体ソルベンシー・マージン比率情報（保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率）

（単位：百万円）

区分	年度	2016年度 (2017年3月31日現在)	2017年度 (2018年3月31日現在)
(A)	単体ソルベンシー・マージン総額	282,607	306,691
	資本金又は基金等	1,540	1,539
	価格変動準備金	2	1
	危険準備金	—	—
	異常危険準備金	278,846	303,954
	一般貸倒引当金	—	—
	その他有価証券の評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)	2,218	1,195
	土地の含み損益	—	—
	払戻積立金超過額	—	—
	負債性資本調達手段等	—	—
	払戻積立金超過額及び負債性資本調達手 段等のうち、マージンに参入されない額	—	—
	控除の項目	—	—
	その他	—	—
(B)	単体リスクの合計額	188,948	161,550
	$\sqrt{(R1+R2)^2+(R3+R4)^2+R5+R6}$		
	一般保険リスク(R1)	—	—
	第三分野保険の保険リスク(R2)	—	—
	予定利率リスク(R3)	—	—
	資産運用リスク(R4)	7,343	7,482
	経営管理リスク(R5)	3,704	3,167
	巨大災害リスク(R6)	177,900	150,900
(C)	単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	299.1%	379.6%

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

●単体ソルベンシー・マージン比率

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」（表の(B)）に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」（表の(C)）です。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額であります。

①保険引受上の危険： (一般保険リスク) <small>※家計地震保険を除く</small> (第三分野保険の保険リスク)	保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く。)
②予定利率上の危険： (予定利率リスク)	積立型保険について実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
③資産運用上の危険： (資産運用リスク)	保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
④経営管理上の危険： (経営管理リスク)	業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
⑤巨大災害に係る危険： (巨大災害リスク)	通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされており。

当社は、「地震保険に関する法律」に基づき政府と地震保険再保険契約を締結しており、かつ同法に、政府は保険金支払のための資金のあっせん・融通に努める旨定めているなど特別の事業形態となっていることから、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項(注)により、当社のソルベンシー・マージン比率の数値は、上記水準の如何にかかわらず、行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないことになっています。

(注) 条文は、次のとおりです。

「保険会社が地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)第3条第1項(政府の再保険)に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社について、当該保険会社が該当する前条第1項の表の区分に応じた命令は、同表の非対象区分に掲げる命令とする。」

経理の状況

●計算書類等

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等について、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けています。

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度		科目	年度	
	2016年度 (2017年3月31日現在)	2017年度 (2018年3月31日現在)		2016年度 (2017年3月31日現在)	2017年度 (2018年3月31日現在)
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	260,534	333,194	保険契約準備金	460,327	497,407
預貯金	260,534	333,194	支払備金	3,581	1,773
コーポレート	1,040	90	責任準備金	456,745	495,634
有価証券	234,580	200,239	受託金	36,103	37,499
国債	91,419	62,581	その他負債	10,630	11,360
地方債	24,257	20,051	再保険借	9,709	11,180
社債	92,467	82,784	未払法人税等	144	109
外国証券	26,435	34,822	預り金	3	5
有形固定資産	43	125	未払金	328	61
建物	25	24	金融派生商品	444	3
その他の有形固定資産	17	101	退職給付引当金	151	154
無形固定資産	227	261	役員退職慰労引当金	5	9
ソフトウェア	173	259	賞与引当金	22	21
ソフトウェア仮勘定	52	—	特別法上の準備金	2	1
その他の無形固定資産	1	1	価格変動準備金	2	1
その他資産	14,870	15,309	地震保険評価差額金	2,511	1,225
再保険貸	14,464	14,234	繰延税金負債	0	0
未収金	—	0	負債の部合計	509,755	547,680
未収収益	261	309	(純資産の部)		
預託金	46	46	資本金	1,000	1,000
仮払金	17	2	利益剰余金	546	545
金融派生商品	80	715	利益準備金	1	1
			その他利益剰余金	545	544
			特別積立金	17	17
			価格変動特別積立金	39	39
			繰越利益剰余金	488	487
			自己株式	△5	△5
			株主資本合計	1,540	1,539
			その他有価証券評価差額金	2	0
			評価・換算差額等合計	2	0
			純資産の部合計	1,542	1,540
資産の部合計	511,297	549,220	負債及び純資産の部合計	511,297	549,220

2017年度の注記事項

1. 会計方針に関する事項は以下のとおりであります。
 - (1) 有価証券の評価基準、評価方法及び表示方法は次のとおりであります。
 - ① 其他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
 - ② 地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産の評価差額については、税効果控除前の額を、保険業法施行規則別紙様式に基づき、負債の部に「地震保険評価差額金」として表示しております。それ以外の評価差額については、税効果控除後の額を全部純資産直入法により処理し、純資産の部に表示しております。また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - (2) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 - (3) 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っておりますが、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物については定額法により行っております。
 - (4) 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、見積利用可能期間(5年)に基づく定額法により行っております。
 - (5) 外貨建の資産の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
 - (6) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てることとしております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき財務部が資産査定を実施し、当該部署から独立した管理・企画部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っております。

なお、当期は引当の対象となる資産がないため計上を行っておりません。
 - (7) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務は、自己都合退職による期末要支給額を基に計算する簡便法により算出しております。
 - (8) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき当期末要支給額を計上しております。
 - (9) 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、当期末における支給見込額を基準に算出しております。
 - (10) 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
2. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項
 - (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は再保険金の支払いに備え、主に国内外の高格付の短中期債並びに短期金融商品を保有し、流動性と安全性を第一義とし、それに収益性を加味した資産運用を行っております。デリバティブ取引は、外貨建債券の為替変動に伴う市場リスク軽減のための先物為替予約で、実需の範囲内で行うこととしております。また、市場リスク・信用リスク・流動性リスクについては定期的に時価や信用情報を把握、管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
①現金及び預貯金	333,194	333,194	—
②コールローン	90	90	—
③有価証券 其他有価証券	200,239	200,239	—
資産計	533,524	533,524	—
④デリバティブ取引(※) ヘッジ会計が適用され ていないもの	711	711	—
デリバティブ取引計	711	711	—

(※) その他資産及びその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

①現金及び預貯金

短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

②コールローン

短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

③有価証券

時価は期末日の市場価格等に基づいており、日本証券業協会の売買参考統計値、外部業者（外部ベンダー、ブローカー）から提供された価格によっております。

④デリバティブ取引

取引先の金融機関から提示された価格によっております。

- 消費税等の会計処理は税込方式によっております。
- 責任準備金の内訳項目である危険準備金は、責任準備金の算出方法書に基づき、正味純保険料の額と資産の運用によって生じた利益から法人税等相当額を除いた額を累積して積み立てております。
- 有形固定資産の減価償却累計額は、113百万円であります。
- 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前)	2,881 百万円
同上に係る出再支払備金	1,108 百万円
差 引	1,773 百万円

- 繰延税金資産の総額は441百万円、繰延税金負債の総額は0百万円であります。なお、評価性引当額として全額を繰延税金資産の総額から控除しております。
繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、税務上の繰越欠損金358百万円、退職給付引当金43百万円、未払事業税21百万円、未払地方法人特別税8百万円であります。繰延税金負債の発生の原因は、その他有価証券評価差額金0百万円であります。
- 当事業年度末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。
- 1株当たりの純資産額は774円54銭であります。
算定上の基礎である純資産の部の合計は1,540百万円、普通株式に係る純資産額は1,540百万円、普通株式の当期末株式数は1,988千株であります。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2016年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)
		金額	金額
経常収益		289,485	101,288
保険引受収益		284,934	99,430
正味収入保険料		114,114	97,302
積立保険料等運用益		220	319
支払備金戻入額		—	1,808
責任準備金戻入額		170,599	—
資産運用収益		4,550	1,858
利息及び配当金収入		1,294	1,181
有価証券売却益		147	63
金融派生商品収益		3,329	929
その他運用収益		0	3
積立保険料等運用益振替		△220	△319
その他経常収益		0	0
経常費用		289,487	101,290
保険引受費用		284,200	98,375
正味支払保険金		220,905	8,924
損害調査費		14,190	2,135
諸手数料及び集金費		46,675	48,426
支払備金繰入額		2,429	—
責任準備金繰入額		—	38,888
資産運用費用		3,803	1,429
有価証券売却損		10	22
為替差損		3,773	1,386
その他運用費用		19	20
営業費及び一般管理費		1,345	1,413
その他経常費用		138	71
支払利息		138	71
経常損失(△)		△1	△1
特別利益		3	1
価格変動準備金戻入額		3	1
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		1	△0
法人税及び住民税		0	0
法人税等合計		0	0
当期純利益又は当期純損失(△)		1	△0

2017年度の注記事項

1. 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	257,239 百万円
支払再保険料	159,937 百万円
差引	97,302 百万円

2. 正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	14,786 百万円
回収再保険金	5,861 百万円
差引	8,924 百万円

3. 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前)	△2,990 百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	△1,182 百万円
差引	△1,808 百万円

4. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	5 百万円
コールローン利息	0 百万円
有価証券利息	1,176 百万円
計	1,181 百万円

5. 金融派生商品収益中の評価損益は711百万円の益であります。

6. 1株当たりの当期純損失は0円34銭であります。

算定上の基礎である当期純損失は0百万円、普通株式に係る当期純損失は0百万円、普通株式の期中平均株式数は1,988千株であります。

7. 当期末における法定実効税率は28.24%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は△73.59%であり、この差異の主な内訳は、評価性引当額の増減額△23,162.17%、危険準備金に係る広告宣伝費用損金算入額23,213.07%であります。

8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2016年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)
		金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益 (△は損失)		1	△0
減価償却費		88	115
支払備金の増減額 (△は減少)		2,429	△1,808
責任準備金の増減額 (△は減少)		△170,599	38,888
受託金の増減額 (△は減少)		△30,999	1,396
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		5	2
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)		△3	4
賞与引当金の増減額 (△は減少)		0	△0
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		△3	△1
利息及び配当金収入		△1,294	△1,181
有価証券関係損益 (△は益)		△136	△40
為替差損益 (△は益)		3,865	1,904
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額 (△は増加)		△2,079	244
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額 (△は減少)		1,862	1,205
その他		5,603	△1,110
小計		△191,258	39,620
利息及び配当金の受取額		3,009	1,654
法人税等の支払額		△0	△0
営業活動によるキャッシュ・フロー		△188,249	41,274
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額 (△は増加)		△3,000	—
買入金銭債権の売却・償還による収入		71,597	—
有価証券の取得による支出		△21,306	△112,994
有価証券の売却・償還による収入		182,791	143,662
資産運用活動計		230,082	30,667
(営業活動及び資産運用活動計)		(41,833)	(71,941)
有形固定資産の取得による支出		△0	△117
その他		△140	△114
投資活動によるキャッシュ・フロー		229,941	30,435
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		41,692	71,709
現金及び現金同等物期首残高		205,882	247,574
現金及び現金同等物期末残高		247,574	319,284

2017年度の注記事項

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	(2017年3月31日現在)	(2018年3月31日現在)	(単位：百万円)
現金及び預貯金	260,534	333,194	
コールローン	1,040	90	
有価証券	234,580	200,239	
預入期間が3ヶ月を超える預貯金	△14,000	△14,000	
現金同等物以外の有価証券	△234,580	△200,239	
現金及び現金同等物	247,574	319,284	

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

(4) 株主資本等変動計算書

2016年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	利益 準備金	利益剰余金			自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価 ・換算 差額等 合計		
			特別 積立金	価格変 動特別 積立金	繰越 利益 剰余金						利益 剰余金 合計
当期首残高	1,000	1	17	39	487	544	△5	1,539	3	3	1,542
当期変動額											
当期純利益					1	1		1			1
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									△1	△1	△1
当期変動額合計					1	1		1	△1	△1	0
当期末残高	1,000	1	17	39	488	546	△5	1,540	2	2	1,542

2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	利益 準備金	利益剰余金			自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価 ・換算 差額等 合計		
			特別 積立金	価格変 動特別 積立金	繰越 利益 剰余金						利益 剰余金 合計
当期首残高	1,000	1	17	39	488	546	△5	1,540	2	2	1,542
当期変動額											
当期純損失					△0	△0		△0			△0
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									△1	△1	△1
当期変動額合計					△0	△0		△0	△1	△1	△2
当期末残高	1,000	1	17	39	487	545	△5	1,539	0	0	1,540

2017年度の注記事項

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,000,000	—	—	2,000,000
合計	2,000,000	—	—	2,000,000
自己株式				
普通株式	11,400	—	—	11,400
合計	11,400	—	—	11,400

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 1株当たりの配当等及び1人当たりの総資産額

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度	2016年度	2017年度
1株当たり配当金		—	—	—
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)		△0.23円	0.57円	△0.34円
配当性向		—	—	—
1株当たり純資産額		775.61円	775.67円	774.54円
従業員1人当たり総資産額		24,462	19,665	19,615

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は $\frac{\text{当期純利益又は当期純損失}(\Delta)}{\text{期中平均株数(加重平均)}}$ により算出しています。

2. 1株当たり情報の計算については、自己株式数を控除して算出しています。

3. 従業員1人当たり総資産額は $\frac{\text{期末総資産}}{\text{期末従業員数}}$ により算出しています。

●資産・負債の明細

(1) 預貯金

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度末	2016年度末	2017年度末
預貯金		189,215	260,534	333,194
(普通預金)		(155,655)	(236,504)	(309,164)
(定期預金)		(33,560)	(24,030)	(24,030)

(2) 商品有価証券・同平均残高・同売買実績

該当ありません。

(3) 有価証券の内訳

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
			構成比 %		構成比 %		構成比 %
国債		93,829	23.4	91,419	39.0	62,581	31.3
地方債		43,526	10.8	24,257	10.3	20,051	10.0
社債		154,871	38.5	92,467	39.4	82,784	41.3
株式		—	—	—	—	—	—
外国証券		109,523	27.3	26,435	11.3	34,822	17.4
その他の証券		—	—	—	—	—	—
合計		401,751	100.0	234,580	100.0	200,239	100.0

(4) 有価証券利回り

(単位：%)

区分	年度	2015年度	2016年度	2017年度
運用資産利回り (インカム利回り)	公 社 債	0.25	0.26	0.28
	株 式	—	—	—
	外 国 証 券	1.39	1.45	1.88
	そ の 他 の 証 券	—	—	—
	合 計	0.62	0.44	0.55
資産運用利回り (実現利回り)	公 社 債	0.33	0.26	0.31
	株 式	—	—	—
	外 国 証 券	1.40	1.76	1.84
	そ の 他 の 証 券	—	—	—
	合 計	0.67	0.48	0.57
(参考) 時価総合利回り	公 社 債	0.80	△0.09	△0.04
	株 式	—	—	—
	外 国 証 券	0.66	1.01	△0.02
	そ の 他 の 証 券	—	—	—
	合 計	0.75	0.07	△0.03

(注) 公社債は、「国債」「地方債」及び「社債」の合計です。

(5) 有価証券残存期間別残高

2016年度末

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
国 債	12,575	26,395	37,458	5,835	—	9,155	91,419
地 方 債	18,951	4,406	898	—	—	—	24,257
社 債	85,766	6,701	—	—	—	—	92,467
株 式	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	8,797	15,838	1,800	—	—	—	26,435
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	126,090	53,341	40,157	5,835	—	9,155	234,580

2017年度末

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
国 債	4,148	37,106	12,069	—	—	9,256	62,581
地 方 債	8,834	6,960	2,327	1,928	—	—	20,051
社 債	12,455	57,829	10,642	1,856	—	—	82,784
株 式	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	9,858	17,615	7,348	—	—	—	34,822
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	35,297	119,512	32,388	3,785	—	9,256	200,239

(6) 業種別保有株式

当社では株式の保有実績はありません。

(7) 貸付金関係

貸付金の残存期間別の残高、担保別貸付金残高、用途別の貸付金残高及び構成比、業種別の貸付残高及び貸付残高の合計に対する割合、規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合、貸付金償却額は該当ありません。

(8) リスク管理債権

該当ありません。

(9) 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

(10) 債務者区分に基づいて区分された債権

該当ありません。

(11) 資産の自己査定

当社は、資産の自己査定を行い、保有資産を個別に検討して、回収の危険性または価格の毀損の危険性の度合いに従って区分しています。2018年3月末における分類資産(Ⅱ～Ⅳ分類)は発生しておりません。

(12) 有形固定資産

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度末	2016年度末	2017年度末
土 地		—	—	—
(営 業 用)		(—)	(—)	(—)
(賃 貸 用)		(—)	(—)	(—)
建 物		27	25	24
(営 業 用)		(27)	(25)	(24)
(賃 貸 用)		(—)	(—)	(—)
建 物 仮 勘 定		—	—	—
(営 業 用)		(—)	(—)	(—)
(賃 貸 用)		(—)	(—)	(—)
計		27	25	24
(営 業 用)		(27)	(25)	(24)
(賃 貸 用)		(—)	(—)	(—)
リ ー ス 資 産		—	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		39	17	101
合 計		66	43	125

(13) 未収再保険金

該当ありません。

(14) 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

(15) 保険契約準備金

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度末	2016年度末	2017年度末
支 払 備 金		1,152	3,581	1,773
責 任 準 備 金		627,345	456,745	495,634
(危 険 準 備 金)		(464,584)	(278,846)	(303,954)
(未経過保険料積立金)		(162,760)	(177,899)	(191,679)
合 計		628,497	460,327	497,407

(16) 責任準備金積立水準

対象とする契約がありません。

(17) 引当金明細表

2016年度

(単位：百万円)

区 分	2015年度末残高	2016年度増加額	2016年度減少額	2016年度末残高
一 般 貸 倒 引 当 金	—	—	—	—
個 別 貸 倒 引 当 金	—	—	—	—
特定海外債権引当金勘定	—	—	—	—
退 職 給 付 引 当 金	145	23	17	151
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	8	4	7	5
賞 与 引 当 金	21	22	21	22
価 格 変 動 準 備 金	6	—	3	2
合 計	182	49	50	182

2017年度

(単位：百万円)

区 分	2016年度末残高	2017年度増加額	2017年度減少額	2017年度末残高
一 般 貸 倒 引 当 金	—	—	—	—
個 別 貸 倒 引 当 金	—	—	—	—
特定海外債権引当金勘定	—	—	—	—
退 職 給 付 引 当 金	151	14	12	154
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	5	4	—	9
賞 与 引 当 金	22	21	22	21
価 格 変 動 準 備 金	2	—	1	1
合 計	182	40	36	186

(18) 資本金等明細

P69の株主資本等変動計算書をご参照ください。

● 損益の明細

(1) 有価証券売却益

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度	2016年度	2017年度
国債等		181	2	63
外国証券		12	144	—
合計		194	147	63

(2) 有価証券売却損

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度	2016年度	2017年度
国債等		—	—	8
外国証券		—	10	13
合計		—	10	22

(3) 有価証券評価損

該当ありません。

(4) 固定資産処分益

該当ありません。

(5) 固定資産処分損

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度	2016年度	2017年度
土地		—	—	—
建物		—	—	—
その他の有形固定資産		0	—	—
合計		0	—	—

(6) 事業費 (含む損害調査費)

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度	2016年度	2017年度
人件費		404	3,311	651
物件費		1,527	11,914	2,633
税金		331	310	264
諸手数料及び集金費		45,880	46,675	48,426
合計		48,144	62,211	51,976

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。このうち損害調査費は元受社の損害調査に係る費用で、地震発生の状況により変動します。火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金、保険契約者保護機構に対する負担金は該当ありません。

(7) 減価償却費明細表

2016年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2016年度 償却額	償却累計額	2016年度末残高	償却累計率 %
有形固定資産					
建物	85	1	59	25	69.8
（営業用）	(85)	(1)	(59)	(25)	(69.8)
（賃貸用）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
その他の有形固定資産	142	22	125	17	87.7
計	228	23	185	43	81.0
無形固定資産					
ソフトウェア	382	64	208	173	54.6
ソフトウェア仮勘定	52	-	-	52	-
その他の無形固定資産	1	-	-	1	-
計	436	64	208	227	47.8
合計	665	88	393	271	59.2

2017年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2017年度 償却額	償却累計額	2017年度末残高	償却累計率 %
有形固定資産					
建物	85	1	61	24	71.4
（営業用）	(85)	(1)	(61)	(24)	(71.4)
（賃貸用）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
その他の有形固定資産	153	33	52	101	34.1
計	239	34	113	125	47.4
無形固定資産					
ソフトウェア	504	81	244	259	48.5
その他の無形固定資産	1	-	-	1	-
計	505	81	244	261	48.3
合計	745	115	358	387	48.0

●時価情報等

(1) 金融商品関係

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項については、「貸借対照表の注記2(P64～65)」をご参照ください。

(2) 有価証券関係

① 売買目的有価証券
該当ありません。

② 満期保有目的の債券
該当ありません。

③ その他有価証券

2016年度末

(単位：百万円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	公 社 債	186,891	189,396	2,505
	株 式	—	—	—
	外 国 証 券	20,503	21,275	772
	そ の 他	—	—	—
	小 計	207,394	210,672	3,278
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	公 社 債	18,757	18,747	△ 9
	株 式	—	—	—
	外 国 証 券	5,252	5,159	△ 92
	そ の 他	—	—	—
	小 計	24,009	23,907	△ 101
合 計		231,404	234,580	3,176

2017年度末

(単位：百万円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	公 社 債	82,837	84,766	1,928
	株 式	—	—	—
	外 国 証 券	500	502	2
	そ の 他	—	—	—
	小 計	83,337	85,268	1,931
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	公 社 債	80,703	80,650	△53
	株 式	—	—	—
	外 国 証 券	36,214	34,320	△1,894
	そ の 他	—	—	—
	小 計	116,918	114,971	△1,947
合 計		200,256	200,239	△16

④売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	2016年度			2017年度		
	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
公 社 債	3,504	2	—	26,029	63	8
株 式	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	42,893	144	10	2,322	—	13
そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計	46,397	147	10	28,352	63	22

(3) 金銭の信託

該当ありません。

(4) デリバティブ取引情報

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

区 分	種 類	2016年度末			2017年度末				
		契約額等		時 価	評価損益	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超				うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売 建 米 ド ル	14,388	—	△363	△363	25,414	—	711	711
合 計				△363	△363			711	711

(注) 1. 上記記載以外の通貨関連のデリバティブ取引については、該当がないため記載を省略しています。
 2. 時価の算定方法 取引先の金融機関から提示された価格によっております。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当ありません。

用語の解説

あ行

一部損

地震保険における一部損とは、保険の対象が建物の場合、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の3%以上20%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の10%以上30%未満となった場合の損害の程度をいいます。

受再保険会社

出再保険会社から、再保険契約を引き受ける保険会社のことをいいます。

か行

価格変動準備金

保険会社が保有する有価証券などの価格変動による損失に備えるための準備金をいいます。

家計分野の保険

家庭の様々な危険に対処するため、個人が加入する保険で、企業経営の立場から利用される企業分野の保険と区別するために使われます。個人の住居や家財に対する火災保険・地震保険、家庭用の自動車に対する自動車保険などが家計分野の保険に属します。

危険準備金

将来生じうる地震、津波、噴火による保険金の支払いに備えて、当社が積み立てる準備金をいいます。

業務勘定

地震保険の再保険取引及び政府、損害保険会社へ出再後の当社保有分を管理する勘定をいいます。

警戒宣言

大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)にもとづく警戒宣言のことで、内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、地震に対する警戒体制を執るよう公示等をするようになっていきます。

警戒宣言が発せられた場合、「地震保険に関する法律」にもとづく、地震防災対策強化地域に所在する建物・家財について地震保険の新規契約の引受け及び既契約分の契約金額の増額はできないことになっています。なお、警戒宣言発令中に満期を迎える地震保険契約については、契約金額が同額以下であれば、継続して契約できます。

さ行

再保険

保険会社が元受保険契約にもとづく保険金支払責任のすべて、または一部分を別の保険会社に転嫁することをいいます。これは、保険経営に不可欠な大数の法則が働くためには同質の危険を数多く集める必要があり、危険の平均化を十分に行わなければならないためです。

再々保険

再保険を引き受けた保険会社が、危険分散などのために引き受けた責任の一部または全部を、更に他の保険会社に転嫁することをいいます。

再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会社に再保険するときに支払う保険料のことをいいます。

再保険金

再保険を引き受けた保険会社(受再保険会社)が再保険を出した保険会社(出再保険会社)に支払う保険金のことをいいます。また、出再者が受再者から再保険金を受け取ることを「再保険金の回収」といいます。

再保険手数料

受再保険会社が出再保険会社へ、再保険引受に対して再保険料の一定率を支払う手数料のことです。

時価額

新築価額から、使用年数に相当する減価額を控除した価額をいいます。

事業費

保険事業を遂行するための費用で、損害保険会計では、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費を総称しています。

地震保険評価差額金

地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産の評価差額をいいます。

支払備金

保険契約上の支払義務が生じている保険事故で、未だ保険金を支払っていないものについて、将来の保険金支払いのために積み立てる準備金をいいます。

受託金

当社から損害保険会社へ出再した保険料は当社で管理運用しており、その運用益も含めた金額を受託金といます。なお、受託金に対する損害保険会社側の勘定科目は地震保険預託金です。また、受託金を管理する勘定を受託金勘定といます。

出再保険会社

自ら引き受けた保険責任のうち、危険分散などのためにその一部または全部を再保険として転嫁する会社のことをいいます。

主要構造部

地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造体力上主要な部分をいいます。なお、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目点としています。

小半損

地震保険における小半損とは、保険の対象が建物の場合には、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の20%以上40%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上50%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の30%以上60%未満となった場合の損害の程度をいいます。

なお、小半損は保険始期が2017年1月1日以降の保険契約に係る損害認定区分です。

正味支払保険金

支払った保険金から回収した再保険金を控除した金額をいいます。

正味収入保険料

元受保険料に再保険料を加減(受再保険料を加え、出再保険料を控除する)し、さらに、積立保険料と諸返戻金を控除した金額をいいます。

責任限度額

地震保険では、1回の地震、津波、噴火の保険金支払に対する当社、損害保険会社及び政府の負担額が決まっています。それぞれが責任を負担する最大の金額を責任限度額といます。それぞれの責任限度額の合計額は総支払限度額と一致しています。

責任準備金

将来生じうる保険契約上の債務に対して保険会社が積み立てる準備金をいいます。

全損

地震保険における全損とは、保険の対象が建物の場合には、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の80%以上となった場合の損害の程度をいいます。

総支払限度額

「地震保険に関する法律」にもとづき、1回の地震等によって政府及び保険会社が支払う保険金の最大支払額である総支払限度額が定められています。総支払限度額は現時点において有効な地震保険契約の予想最大損害額にもとづいて決められており、関東大震災程度のものが再来した場合に想定しうる保険金支払いを賄えることを目的に決定されています。

なお、仮に支払保険金の総額がこの総支払限度額を超過するようなことがあれば、支払保険金総額に対する総支払限度額の割合によって、各契約ごとの保険金を削減することができるになっています。

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき設立された、損害保険における公正な保険料率の算出の基礎とし得る料率を算出する団体です。

損害率

一定期間における収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。通常は正味保険金に損害調査費を加えた額を正味収入保険料で除した割合をいいます。

た行

大数の法則

個々に見れば偶然な事柄でも、多数についてみれば、そこに一定の確率が見られるという法則のことをいいます。サイコロを振って1の目が出る割合は、振る回数を極めて多くすれば、1/6に近づきます。火災、交通事故、傷害なども、それぞれ非常に多数の家、車、人について考えると、一定の発生頻度が見られます。この法則は保険料率算出上の統計的基礎になっています。地震は被害が全くない年がある一方、一度発生すると突発的に異常巨大な被害をもたらす特徴をもっており、大数の法則にのりにくいといわれています。

大半損

地震保険における大半損とは、保険の対象が建物の場合には、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原

因とする損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の40%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の50%以上70%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の60%以上80%未満となった場合の損害の程度をいいます。

なお、大半損は保険始期が2017年1月1日以降の保険契約に係る損害認定区分です。

超過損害額再保険特約

支払い保険金の総額が一定限度を超過した場合、その超過損害額を、ある限度を定めててん補する再保険の方式です。

特約再保険

出再保険会社と受再保険会社との間で、あらかじめ再保険取引についての包括的な取り決めがなされ、これにもとづいて対象となる元受保険契約が自動的にかつ包括的に再保険される契約をいいます。

は行

半損

地震保険における半損とは、保険の対象が建物の場合には、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の30%以上80%未満となった場合の損害の程度をいいます。

なお、半損は保険始期が2016年12月31日以前の保険契約に係る損害認定区分です。

保険価額

地震保険の場合には、損害が生じた地及び時における保険の対象の価額をいいます。

保険期間

保険会社が保険契約にもとづく責任を負う期間のことをいい、その期間内に保険事故が発生した場合に保険会社は責任を負います。

保険金額

保険契約に際して、保険会社と保険契約者との間で定めた契約金額をいいます。この金額は保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額です。

保険の対象

保険を付ける目的物のことをいいます。地震保険では建物・家財がこれにあたります。

ま行

元受保険会社(元受社)

一般の契約者から直接に保険を引き受ける会社を元受社といます。

元受保険契約

保険会社が一般の契約者から引き受ける保険契約を元受保険契約といます。

日本地震再保険の現状2018

2018年7月発行

日本地震再保険株式会社
管理・企画部

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1
ヒューリック小舟町ビル4階

URL: <http://www.nihonjishin.co.jp>

Email: kikaku@nihonjishin.co.jp

Tel: 03-3664-6078

本紙は保険業法第111条にもとづいて作成しました。



日本地震再保険株式会社

<http://www.nihonjishin.co.jp>